

# 第3期北方町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

北方町



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 SDGsの視点を踏まえた計画の推進.....	5

## 第2章 北方町の子育てを取り巻く現状

1 人口及び世帯の状況.....	9
2 産業・就業構造.....	13
3 保育サービスの現状.....	15
4 母子保健事業の状況.....	17
5 子育て支援の状況.....	22
6 教育機関の状況.....	24
7 相談事業の状況.....	25
8 アンケート調査結果の概要.....	26

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	41
2 基本的視点.....	42
3 計画の体系.....	43
4 施策の展開.....	44

## 第4章 量の見込みと確保方策

1 提供区域と人口推計.....	57
2 教育・保育事業.....	58
3 地域子ども・子育て支援事業.....	62
4 その他の関連施策の展開.....	82

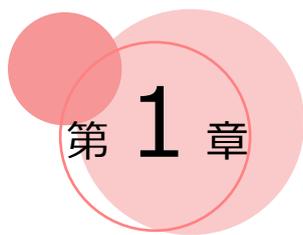
## 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制の整備.....	89
2 計画の進捗管理.....	90

## 参考資料

1 計画策定の経過.....	93
2 北方町子ども・子育て会議設置条例.....	94
3 子ども・子育て会議委員名簿.....	96





第 **1** 章

計画策定にあたって



# 1

## 計画策定の背景

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの問題が顕在化しています。

国においては、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

また、常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といった子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設されました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざす「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

以上のような背景から、本町においても第2期計画が令和6年度で計画期間が満了することを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期北方町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## ■ 子ども・子育て支援をめぐる国の近年の動き

	近年の動き	概要
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て関連 3 法施行	・ 子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・ 保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定、子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱（第 2 次）改定	・ 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・ 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・ 生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第 4 次）改定	・ 「希望出生率 1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・ 結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱（第 3 次）改定	・ 全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	・ こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年 12 月 22 日)	・ こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・ 少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・ こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・ 令和 17 年（2035 年）3 月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正（令和 6 年 6 月 5 日）	・ ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・ 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・ 共働き・共育での推進 ・ 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

## 2

## 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として、子ども・子育てに関する支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「市町村計画」として定めます。

なお、本計画は、「北方町第 8 次総合計画」の基本方針に基づくとともに、上位計画である「第 4 期北方町地域福祉計画」や既存の関連する「北方町障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」「北方町高齢者福祉計画」等との整合性を図ります。

## 3

## 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から 5 年間で計画期間とし、令和 11 年度を最終年度として定めます。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
北方町第 7 次総合計画 (平成 29 年度～令和 6 年度)					北方町第 8 次総合計画 (令和 7 年度～令和 14 年度)				
第 2 期北方町子ども・子育て支援事業計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)					第 3 期北方町子ども・子育て支援事業計画 (令和 7 年度～令和 11 年度)				

# 4

## 計画の策定体制

### (1) 北方町子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北方町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、町民の子育て支援に関する生活実態や要望、意見を把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（前期課程1～6年生）を持つ世帯に対してアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の皆さんから意見を伺うため、令和7年1月8日～1月31日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

SDGsは、「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットを示し構成されており、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざしています。

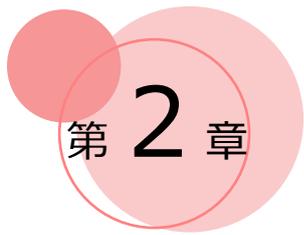
## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画のめざす「つながりと信頼を深め、いきいきとした子どもを育て合うまち 北方」の実現と方向性を同じくするものであるため、関連する目標の実現をめざしていきます。

第3章の「3 計画の体系」にて基本目標ごとにSDGsの関連する目標を明示しています。





第 2 章

北方町の子育てを取り巻く現状



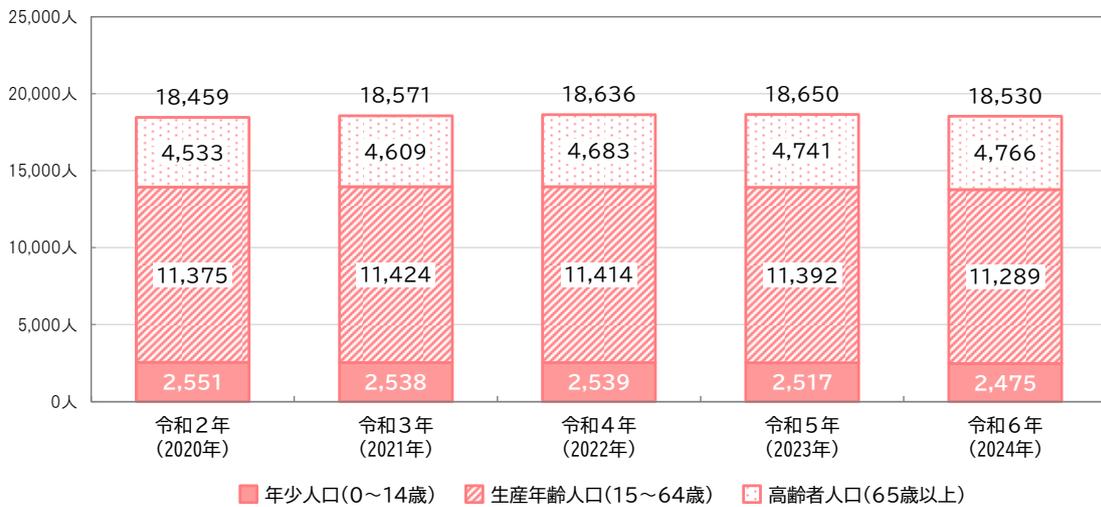
# 1

# 人口及び世帯の状況

## (1) 人口の推移

人口は、令和5年まで微増していましたが、令和6年9月末日現在では18,530人となっています。また、「年少人口（0～14歳）」や「生産年齢人口（15～64歳）」が減少傾向で推移しているのに対し、「高齢者人口（65歳以上）」は増加し続けており、少子・高齢化の傾向がうかがえます。

図 年齢3区分別人口の推移

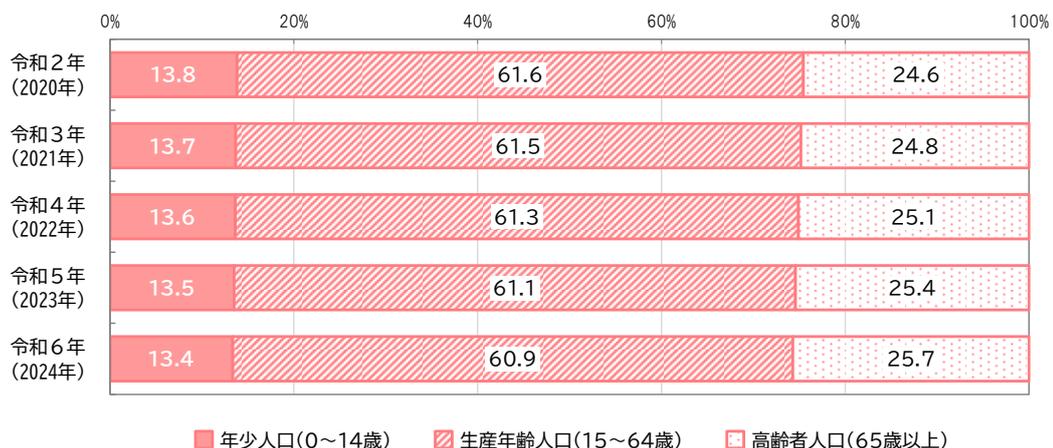


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

## (2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分の人口割合は、「年少人口（0～14歳）」や「生産年齢人口（15～64歳）」の占める割合が減少傾向で推移しているのに対し、「高齢者人口（65歳以上）」の占める割合は増加傾向にあり、令和6年には25.7%と人口の4人に1人が高齢者となっています。

図 年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

### (3) 出生数と死亡数の推移

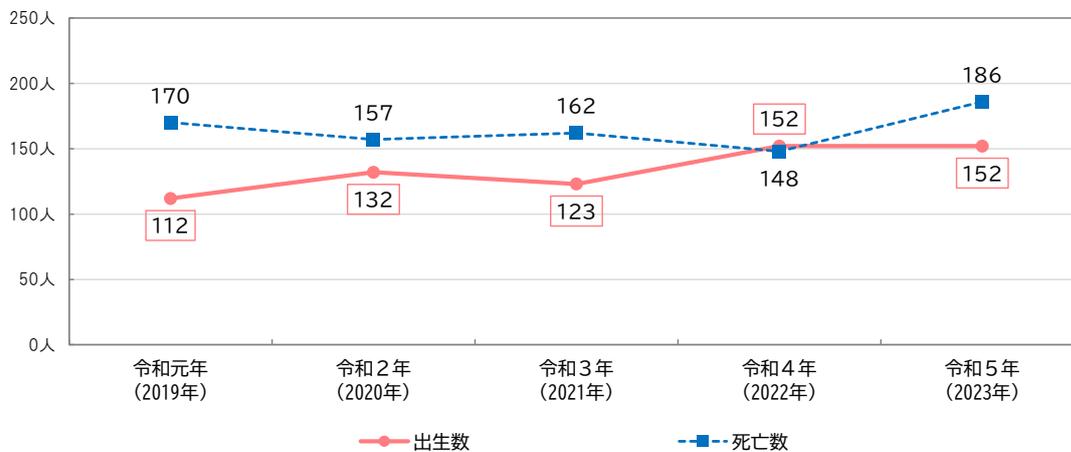
出生数は、令和元年以降微増微減しながら緩やかな増加傾向で推移しており、令和5年には152人となっています。

死亡数は、概ね横ばいで推移していましたが、令和5年に186人と増加に転じています。

また、出生と死亡による人口の自然増減をみると、令和4年は4人増加したものの、それ以外の年では死亡数が出生数を上回る自然減\*となっており、令和5年には34人の減少となっています。

\*自然減：人口の自然動態において、出生よりも死亡が多い場合のこと。

図 出生数と死亡数の推移



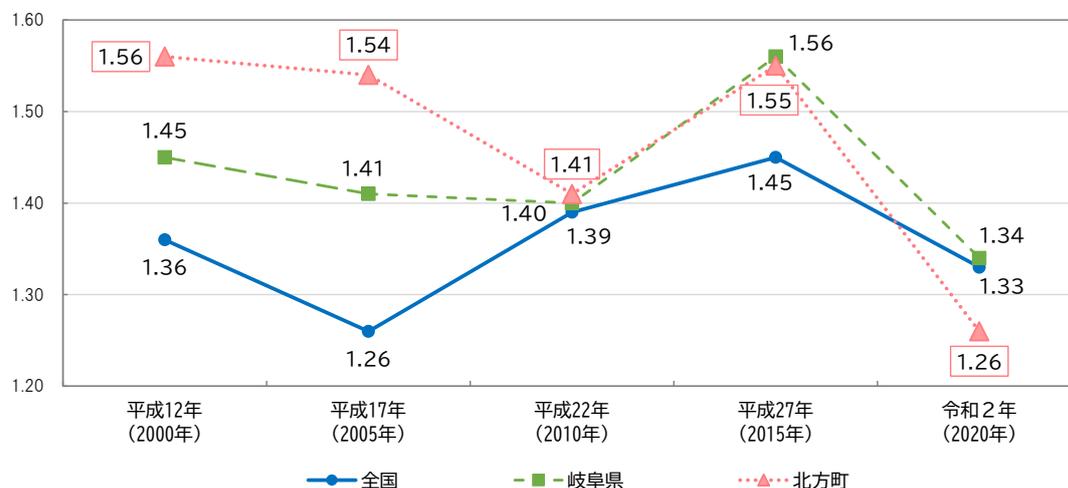
資料：住民基本台帳年報

### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成22年まで減少を続け、平成27年には増加に転じたものの、令和2年は1.26と再び減少しました。

国や県と比較すると、令和2年は全国平均・県平均を下回っています。

図 合計特殊出生率の推移（全国、岐阜県、北方町）



資料：人口動態統計、岐阜地域の公衆衛生

## (5) 転入数・転出数の推移

転入数は、令和元年から令和4年は900人台半ばから後半で推移していましたが、令和5年には902人と、ここ5年間で最も少ない転入数となっています。

転出数は、令和2年以降800人台半ばで増減を繰り返しながら推移しており、令和5年では852人となっています。

また、転入と転出による人口の社会増減をみると、令和元年以降は転入数が転出数を上回る社会増\*となっています。転入の理由は住宅事情、転出の理由は職業上の理由が多くみられます。

\*社会増：人口移動において、転出よりも転入が多い場合のこと。

図 転入数・転出数の推移

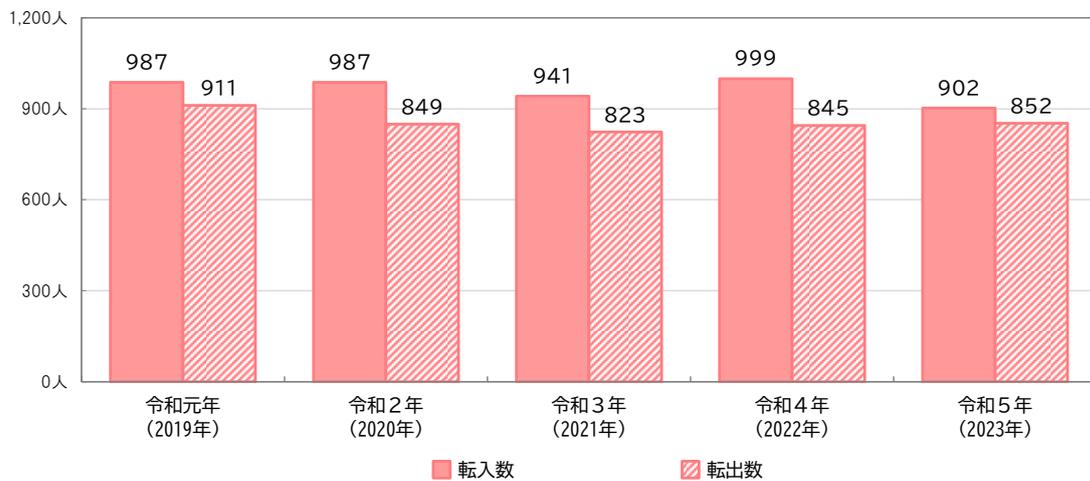
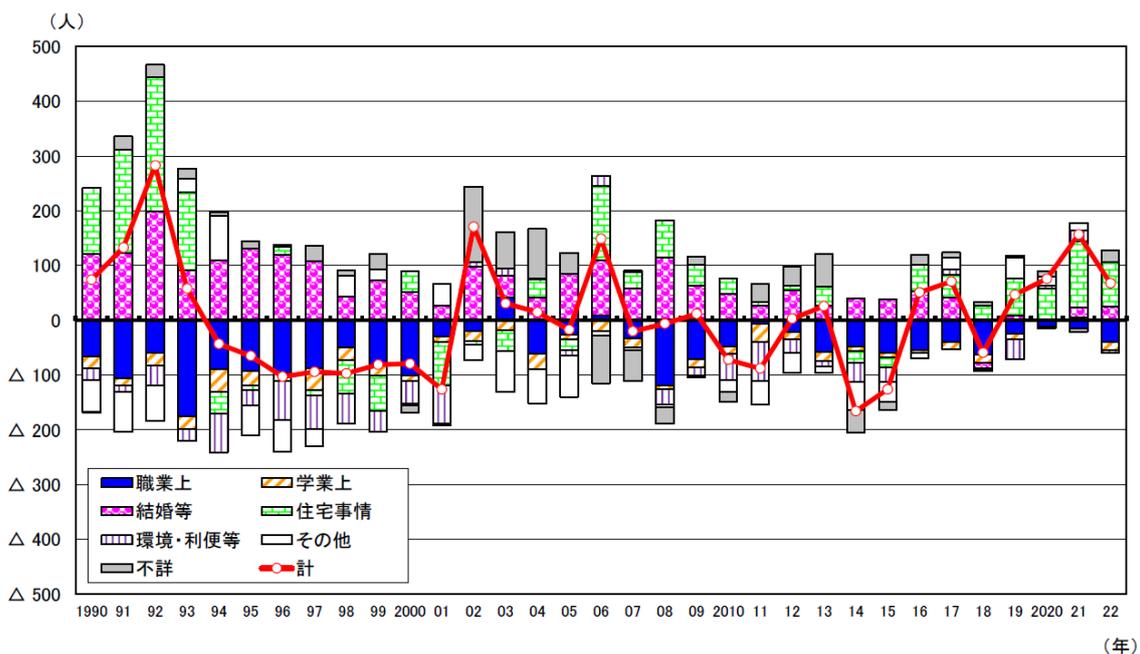


図 移動理由別転入転出差の推移



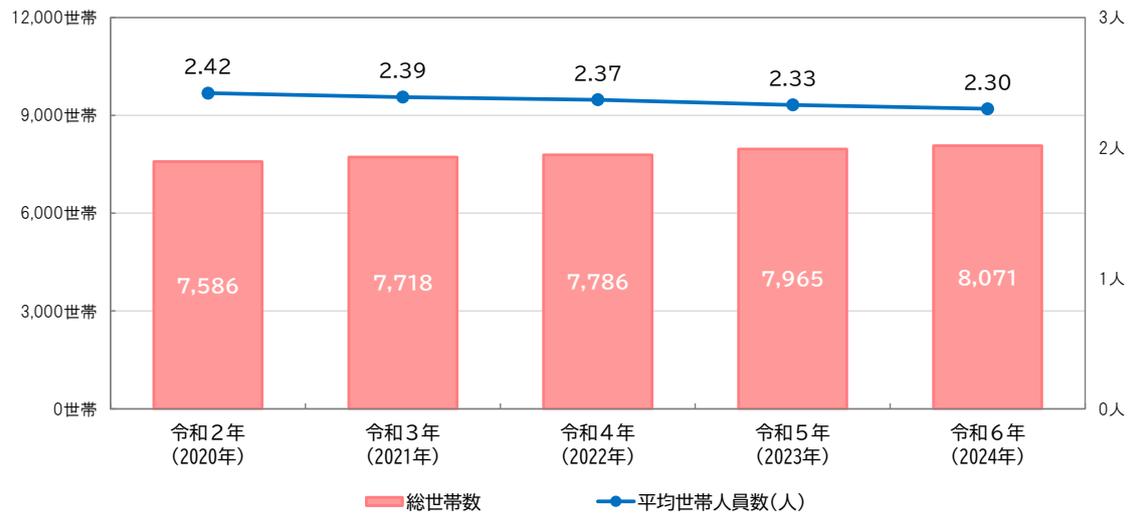
資料：岐阜県人口動態統計調査、岐阜県転入転出理由実態調査

## (6) 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移

総世帯数は、年々増加を続けており、令和6年4月1日現在8,071世帯で、令和2年の1.06倍となっています。

一方、一世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、令和2年は2.42人でしたが、令和6年には2.30人となっています。

図 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移



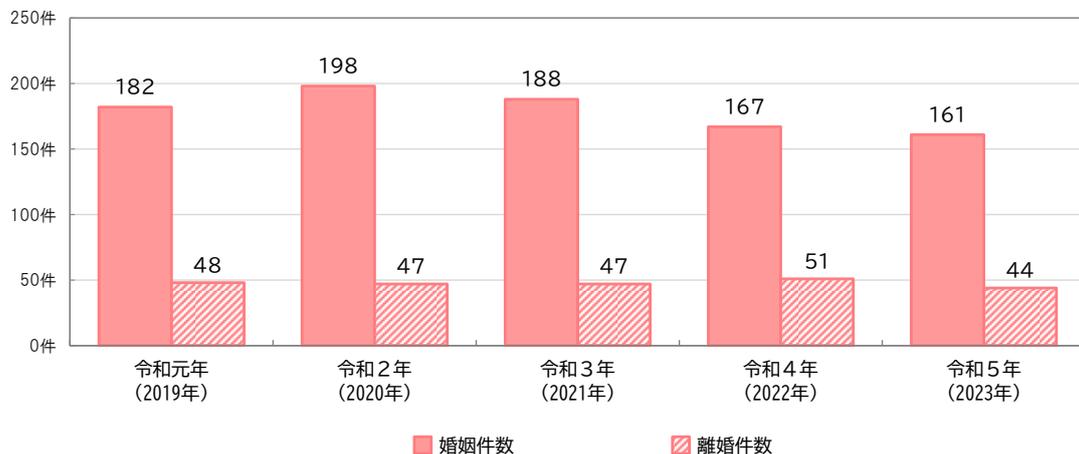
資料：自治会別人口（各年4月1日現在）

## (7) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、令和2年は198件でしたが、令和5年には161件で減少傾向となっています。

一方、離婚件数は、50件前後を横ばいで推移しており、令和5年には44件となっています。

図 婚姻・離婚件数の推移



資料：戸籍事件表

# 2

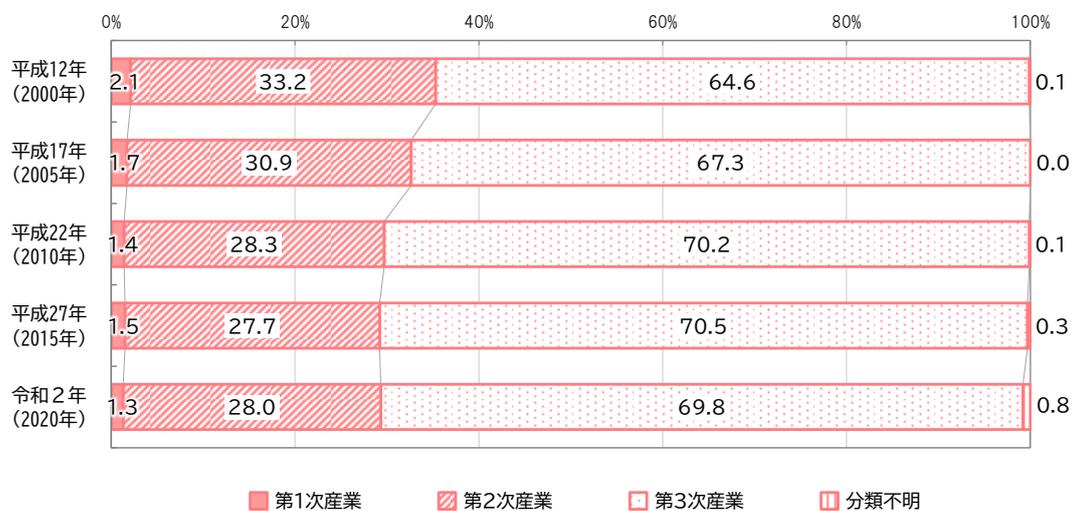
## 産業・就業構造

### (1) 産業別就業者割合の推移

令和2年の国勢調査による産業別就業者割合をみると、第3次産業が69.8%で最も多く、次いで第2次産業が28.0%、第1次産業が1.3%となっています。

また、平成12年から令和2年までの推移でみると、第1次産業は減少傾向であるものの、平成22年以降はいずれの産業も概ね横ばいで推移しています。

図 産業別就業者割合の推移

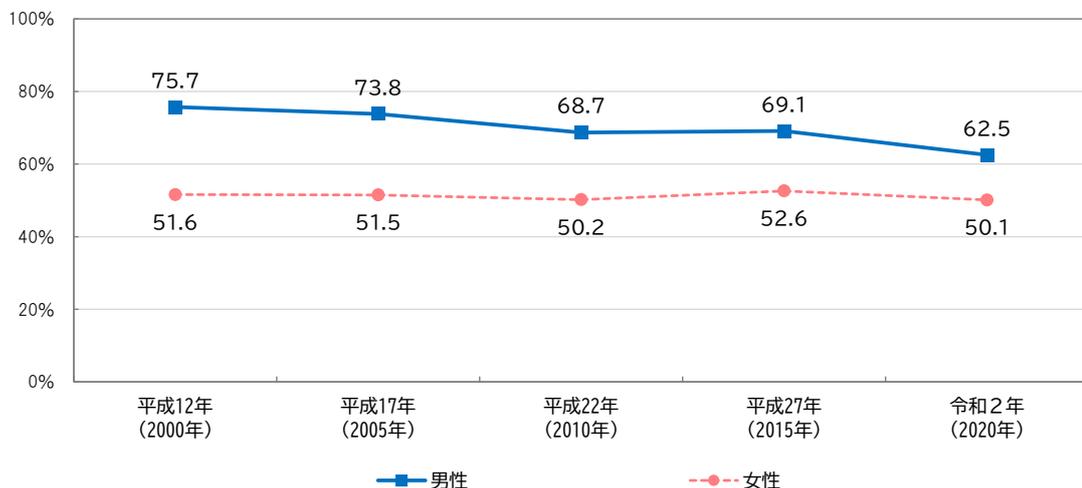


資料：国勢調査

### (2) 就業者割合の推移

就業率は、男性は減少傾向にあり令和2年は62.5%、女性は5割台を横ばいで推移しています。

図 男女別就業者割合の推移



資料：国勢調査

### (3) 女性の年齢別就業者割合の推移

女性の就業率は、全体では5割台で推移しています。年齢別就業者の割合の推移をみると、55～59歳、60～64歳の就業率が大きく伸びており、平成12年からそれぞれ14.9ポイント、20.9ポイント増加しています。

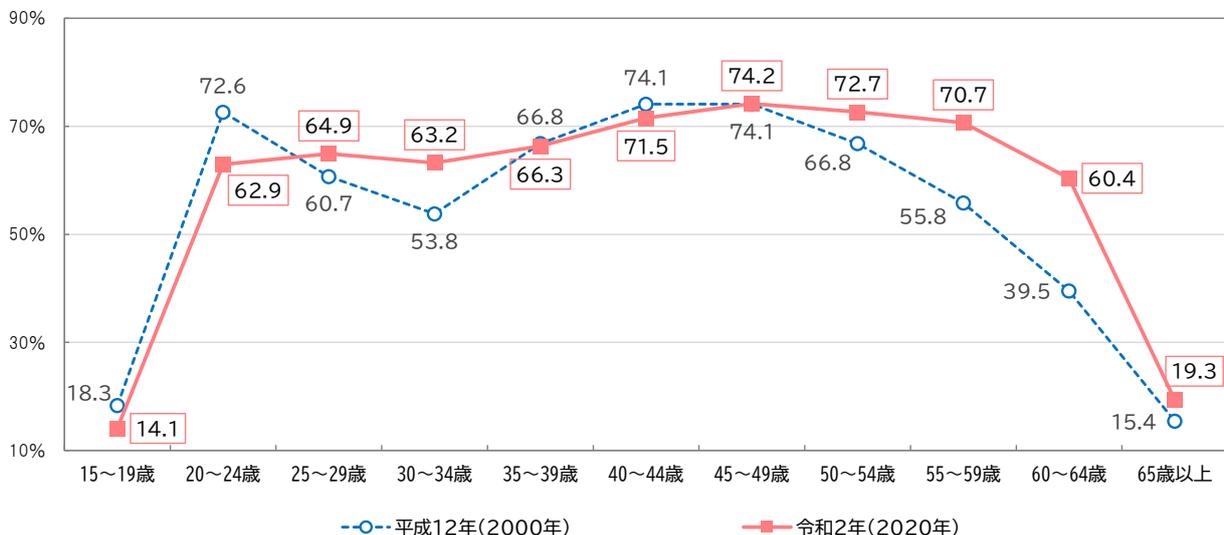
また、平成12年と令和2年の女性の就業率をみると、平成12年に比べて25～34歳の就業率が上昇したため、M字カーブは緩やかになっています。これは、20～30代女性の正社員での就業率が上がり、出産後も就業を継続する女性の割合が上昇したことによる既婚女性の労働力率の上昇や、未婚化・晩婚化が要因であると考えられます。

表 女性の年齢別就業者割合の推移

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
全体	51.6%	51.5%	50.2%	52.6%	50.1%
15～19歳	18.3%	18.6%	14.2%	14.8%	14.1%
20～24歳	72.6%	70.0%	65.4%	71.3%	62.9%
25～29歳	60.7%	65.6%	65.7%	66.8%	64.9%
30～34歳	53.8%	58.8%	62.5%	67.5%	63.2%
35～39歳	66.8%	63.6%	67.0%	72.5%	66.3%
40～44歳	74.1%	74.0%	70.9%	76.7%	71.5%
45～49歳	74.1%	74.0%	75.3%	77.2%	74.2%
50～54歳	66.8%	71.6%	69.4%	77.2%	72.7%
55～59歳	55.8%	60.6%	62.9%	70.0%	70.7%
60～64歳	39.5%	39.1%	46.8%	55.6%	60.4%
65歳以上	15.4%	15.5%	14.3%	17.7%	19.3%

資料：国勢調査

図 女性の年齢別就業者割合の比較（平成12年、令和2年）



資料：国勢調査

## 3

## 保育サービスの現状

## (1) 保育所等の入所者数の推移

令和6年4月現在、保育所が3か所、認定こども園が1か所の計4か所あり、定員は523人となっています。

入所者数の推移をみると、令和5年にやや増加したものの、概ね減少傾向にあります。令和5年3月に東保育園が廃園、4月にこども園が開園し定員が増加したことにより、保育士の数も増員し対応しています。

また、待機児童はいません。

表 認可保育所・認定こども園数、入所者数、定員、保育士数等の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
認可保育所・認定こども園数 (か所)	4	4	4	4	4
入所者数 (人)	357	353	319	330	316
定員 (人)	508	508	508	523	523
保育士数 (人)	72	73	69	73	73
入所待機児童数 (人)	0	0	0	0	0
定員に対する入所率 (%)	70.3	69.5	62.8	63.1	60.4

資料：保育所等の現況報告統計調査（各年4月1日現在、広域受託を除く）

表 園別の入園状況

園名	定員 (人)	園児数(人)					町内全園児数に対する各園入所者率 (%)
		総数					
		3歳未満	3歳児	4歳児	5歳児		
北保育園	70	42	15	10	9	8	13.3
中保育園	165	82	38	12	18	14	25.9
南保育園	183	97	39	19	13	26	30.7
こども園	105	95	31	22	20	22	30.1
計	523	316	123	63	60	70	100.0

資料：保育所等の現況報告統計調査（令和6年4月1日現在、広域受託を除く）

## (2) 特別保育事業の状況

多様な子育てニーズに対応するために、町内の保育園・こども園では通常保育のほか、未満児保育や延長保育事業を行っています。

表 特別保育事業の実施状況

園名 (単位：人)	未満児保育	延長保育事業	保育標準時間
北保育園	15	—	20
中保育園	38	2	61
南保育園	39	0	66
こども園	31	0	73
計	123	2	220

資料：教育委員会（令和6年4月1日現在）

## (3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、授業の終了後や長期休暇期間中に、保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、安全な遊び場の提供や生活指導等を実施しています。令和6年度は231人が利用しています。

表 放課後児童クラブの状況

学校名 (単位：人)	定員	学年				計
		1年	2年	3年	4年以上	
北学園	160	50	32	32	45	159
南学園	80	18	16	10	28	72
計	240	68	48	42	73	231

資料：教育委員会（令和6年4月1日現在）

## 4

## 母子保健事業の状況

## (1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠の届出のあった人に交付するもので、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、健康管理に役立てることを目的としています。

母子手帳発行時には、すべての妊婦に保健師、助産師の専門職が妊婦相談を実施し、安心・安全に妊娠・出産ができるよう支援しています。

表 母子健康手帳の交付状況

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
交付者数	127	133	150	145	146

資料：健康推進課

## (2) 妊婦健康診査

妊娠の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により、安全な出産ができるよう妊娠中の定期的な健診受診を促進し、妊婦健康診査の補助券を14枚交付しています。令和5年度からは、多胎妊婦の場合、5枚追加して交付しています。

表 妊婦健康診査の受診状況（受診券交付枚数）

(単位：枚)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
交付枚数	1,913	2,024	2,332	2,180	2,169

資料：健康推進課

表 妊婦健康診査の受診状況

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
延べ受診者数	1,460	1,514	1,740	1,685	1,762
異常なし	1,123	1,163	1,481	1,509	1,626
要指導	34	41	47	38	40
要精密	9	13	4	4	5
要治療	294	297	208	134	91

資料：健康推進課

### (3) パパママ学級

パパママ学級では、妊娠期のからだの状態や胎児の育ち、妊娠中の食事、出産について学び、妊婦自ら判断し、行動できるように支援しています。父親に対しては、妊婦体験や沐浴(赤ちゃんのお風呂)体験により、妊娠や育児がイメージできるように支援しています。

令和4年以降、内容を見直し、充実させたため、参加者数は父親・母親ともに増加しています。

表 パパママ学級の実施状況

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
父親の参加者数(人)	8	5	3	23	23
母親の参加者数(人)	15	13	10	27	42
開催数(回)	7	4	3	6	8

資料：健康推進課

### (4) 乳幼児健康診査

3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に身体の発育、発達が順調であるかを確認するとともに、病気等を早期発見し、心身の健全な育成を目的とする健康診査を行っています。

受診状況の推移をみると、健康診査の受診率はいずれも9割を超えています。未受診の場合は、訪問等により受診を促すなど、個別で対応しています。

表 乳幼児健康診査の受診状況

(単位：%)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
3～4か月児健診受診率	97.0	99.0	100.0	99.0	99.0
1歳6か月児健診受診率	96.1	98.0	97.3	99.3	99.4
3歳児健診受診率	97.1	99.0	100.0	100.0	98.6

資料：健康推進課

表 乳幼児健康診査の結果

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
3 〜 4 か 月	受診者数	101	150	131	142	154
	異常なし	58	79	64	86	91
	要観察	19	18	28	24	30
	精密検査	5	7	7	3	4
	要医療	19	46	32	29	29
1 歳 6 か 月	受診者数	149	144	144	137	154
	異常なし	62	50	49	44	56
	要観察	58	50	70	59	74
	精密検査	6	8	1	3	0
	要医療	23	36	24	31	24
3 歳	受診者数	133	208	149	144	144
	異常なし	46	90	58	61	50
	要観察	53	70	44	35	57
	精密検査	17	18	26	22	20
	要医療	17	30	21	26	17

資料：健康推進課

## (5) 乳幼児歯科健診

乳幼児の口腔内疾患の早期発見・早期治療を目的として、歯科健康診査を行っています。歯科衛生士による相談も実施しており、早期から虫歯の予防に取り組めるように支援しています。

1人平均虫歯数は、1歳半では0.00～0.06本の間、3歳では0.21～0.28本の間で推移しています。

表 1人平均虫歯数

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1 歳 半	0.00	0.06	0.02	0.04	0.00
3 歳	0.21	0.25	0.28	0.23	0.27

資料：健康推進課

## (6) 家庭訪問

育児支援のため、妊婦や産婦に対し、家庭訪問による相談を行っています。

出産後、不安が強いと考えられる1か月前後に訪問を実施し、赤ちゃんとお母さんの状況を確認しています。必要に応じて複数回の支援をしています。

表 家庭訪問の実施状況（妊婦、産婦）

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
妊 婦	4	5	0	9	4
産 婦	124	134	185	191	179

資料：健康推進課

表 家庭訪問の実施状況（新生児、未熟児、乳児（新生児・未熟児を除く）、幼児）

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
新 生 児	38	25	79	33	27
未 熟 児	5	15	25	13	14
乳 児	82	95	66	133	131
幼 児	338	195	386	391	373

資料：健康推進課

## (7) 電話相談

保健センターでは、健康や子育てに関する相談等に電話でも応じています。

相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年には300件を超えています。その後は250件前後で推移しています。

表 電話相談の状況

(単位：件)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
相 談 件 数	127	317	276	250	249

資料：健康推進課

## (8) 育児の教室・相談

乳幼児期の育児について学びながら親同士が交流できる場として、モグモグ離乳食教室・10 か月児健康相談と歯みがき指導・2歳児親子遊びと育児相談等を開催しています。

参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年には減少したものの、その後は回復傾向にあります。

表 育児の教室・相談の参加状況

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
参加者	477	294	350	433	423

資料：健康推進課

## (9) 母子個別相談

保健センターでは、健康相談日を設け、保健師、助産師及び管理栄養士が相談に応じています。

子ども館の職員による絵本の読み聞かせ、手あそびや親子あそびを取り入れた親子が楽しめる場を提供しています。

表 母子個別相談の参加状況

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
妊婦	174	170	199	261	314
産婦	12	7	27	40	33
乳児	132	133	183	160	125
幼児	397	440	649	379	416
思春期	0	0	0	0	0

資料：健康推進課

# 5

## 子育て支援の状況

### (1) きた子ども館、みなみ子ども館

きた子ども館、みなみ子ども館には、児童館と子育て支援センターの機能があります。

利用者数は、きた子ども館、みなみ子ども館ともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年にはかなり減少したものの、その後は回復傾向にあります。

表 きた子ども館、みなみ子ども館の利用状況

(単位：人)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
きた子ども館利用者数	27,333	11,053	16,472	21,889	25,104
みなみ子ども館利用者数	45,996	18,735	18,219	26,227	29,668

資料：子ども館人数集計表

#### 1) 児童館

児童館では、子ども同士の遊びとふれあい、友達づくり、絵本の読み聞かせ等を行っています。

#### 2) 子育て支援センター

子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、子育てセミナーや講演会の開催、育児相談、情報提供、乳幼児と保護者のふれあい遊び、乳幼児の保護者同士の仲間づくり、サークル活動の支援、自由来所等を実施しています。

### (2) 子育て広場

子育て広場は、未就園児とその保護者を対象に、不定期に保育園を開放し、園児とともに遊ぶ機会を設けています。

### (3) なかよし広場

なかよし広場は、未就園児とその保護者を対象に、こども園を開放し、園児とともに遊ぶ機会を設けています。

#### **(4) ちびっこルーム**

---

ちびっこルームは、未就園児とその保護者を対象に、きた子ども館、みなみ子ども館で月2回開催し、子ども同士のふれあいの機会を提供しています。

#### **(5) ままプラザほっと**

---

ママプラザほっとは、毎週月、水、金曜日に親子の交流活動や子育て相談等を行います。

#### **(6) 子育て支援助成金**

---

保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、3人以上子どものいる世帯の第3子以降の子ども（高校生未満）に要する保育料や学習費等の負担額を一部助成しています。

## 6

## 教育機関の状況

## (1) 幼稚園の状況

認定こども園が1園、幼稚園が1園あります。令和6年5月1日現在、230人が在園しています。

表 町内認定こども園（1号認定）、幼稚園の就園状況

(単位：人)	3歳児	4歳児	5歳児	計
町立こども園	21	17	17	55
私立北方幼稚園	56	60	59	175
計	77	77	76	230

資料：学校基本調査（令和6年5月1日現在）

## (2) 小・中学校の児童・生徒数の推移

現在、2校の義務教育学校があり、令和6年5月1日現在、小学生（前期課程1～6年生）は1,014人、中学生（後期課程7～9年生）は526人となっています。小学生・中学生ともに、概ね横ばいで推移しています。

表 小・中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
小学生（前期課程1～6年生）	1,036	1,015	1,033	1,005	1,014
中学生（後期課程7～9年生）	530	554	539	553	526
計	1,566	1,569	1,572	1,558	1,540

資料：学校基本調査（令和6年5月1日現在）

表 小・中学校学級数、教員数、児童・生徒数

	学級数 (級)	特別支援学級数 (級)	教員数 (人)	児童・生徒数 (人)
北学園	35	7	86	1,041
南学園	18	5	51	499
計	53	12	137	1,540

資料：学校基本調査（令和6年5月1日現在）

## 7

## 相談事業の状況

## (1) 相談事業の状況

子育てにおける悩みや、保健・福祉に関する各種相談事業を実施しています。

表 相談事業の状況

実施場所	事業の名称	内容
こども家庭センター (福祉子ども課・健康推進課(保健センター))	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、関係機関との連絡調整を行っています。
きた子ども館、みなみ子ども館 (子育て支援センター・児童館)	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、関係機関との連絡調整を行っています。
保健センター	母子の健康相談	健康や育児に関する悩みや相談を受け付けています。
	電話相談	電話により、健康や育児に関する相談を受け付けています。
教育委員会 各 学 校	教育相談 発達相談	不登校、いじめ、学習、友達関係等の悩みや、発達等の相談を受け付けています。
	電話相談	子育て、学校教育全般、不登校、いじめ、発達相談等、電話による相談を受け付けています。
こども園	なかよし広場	未就園児の子育て相談をしています。
保育園	子育て広場	

## 8

## アンケート調査結果の概要

## (1) 調査目的

就学前児童（0～5歳）と、小学生児童（学園1～6年生）を持つ保護者の、保育等に対するニーズを把握することにより、子育てに対するサービスの充実を図るためにアンケート調査を実施しました。

## (2) 調査概要

	就学前児童	小学生児童 (学園1～6年生)
(1) 調査地域	北方町全域	
(2) 調査対象	北方町に居住する0～5歳までの児童の保護者	北方町に居住する義務教育学校1～6年生までの児童の保護者
(3) 対象者数及び配布数	688人	795人
(4) 抽出方法	全数	
(5) 調査方法	WEBによる調査・回収	
(6) 調査時期	令和6年7月	

## (3) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	688	318	46.2%
小学生児童(学園1～6年生)	795	315	39.6%

## ※注意

- ① 図表中のNは回答数を示しています。
- ② 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。そのため、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

## (4) 子育ての担い手

家庭内で子育てや教育を主に行っているのは、就学前児童、学園1～6年生ともに、両親もしくは母親という家庭がほとんどです。

また、日常的に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約2～3割、緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる親族がいる割合は約6割を占めており、多くの人が周囲のサポートを受けられる状態にありますが、約1～2割のいずれもないという家庭に対するサポートが必要です。

図 子育てや教育を主に行っている人

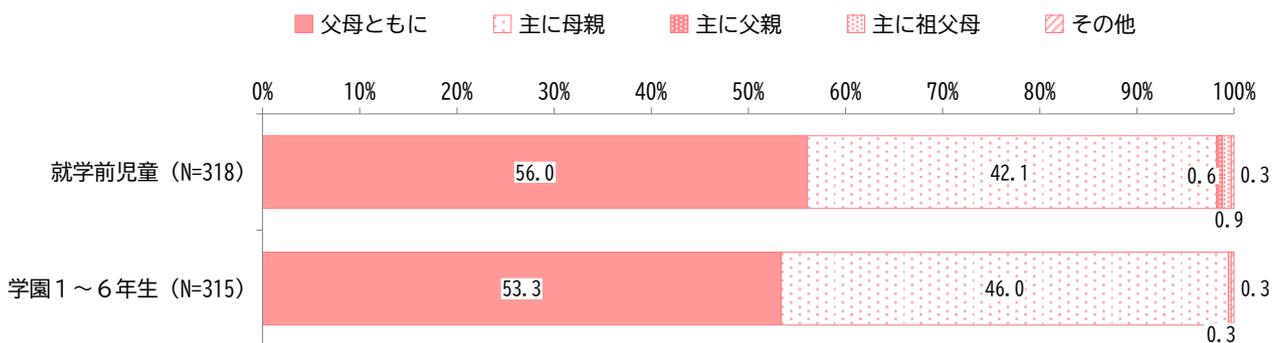
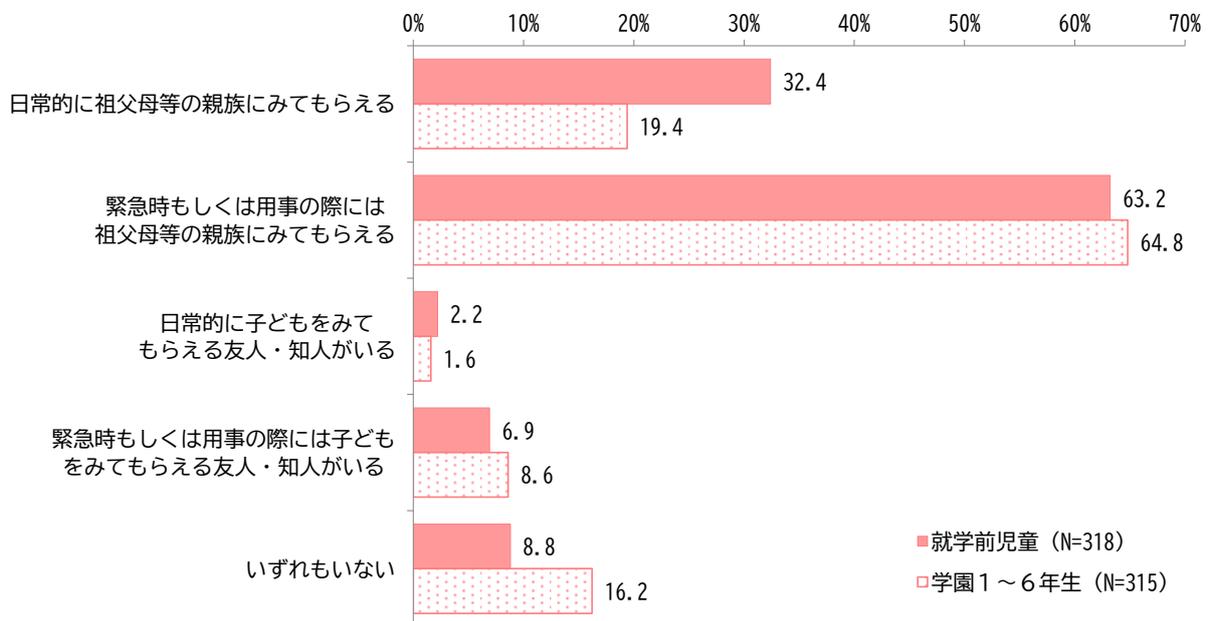


図 日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人の有無



## (5) 教育・保育の利用状況と利用意向

就学前児童の教育・保育サービスの利用状況については、「利用している」人が約7割を占め、そのうち、「認可保育所」が約4割で最も多く、次いで「認定こども園」「幼稚園」が約2割となっています。

また、就学前児童の保護者に今後利用したい保育サービスについてたずねたところ、「認可保育所」「認定こども園」が約4割、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が3割台半ばとなっています。

図 幼稚園や保育所の利用状況

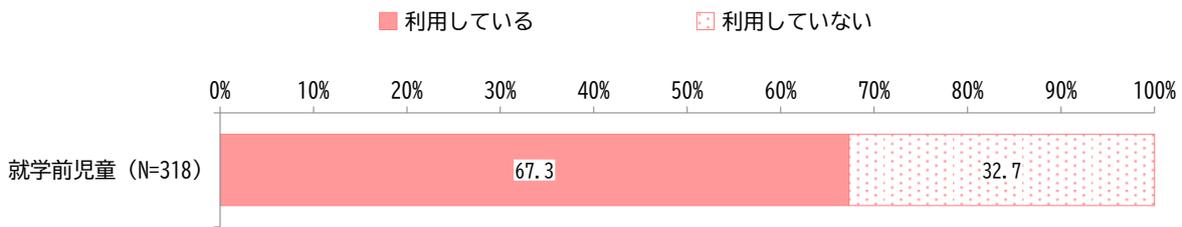
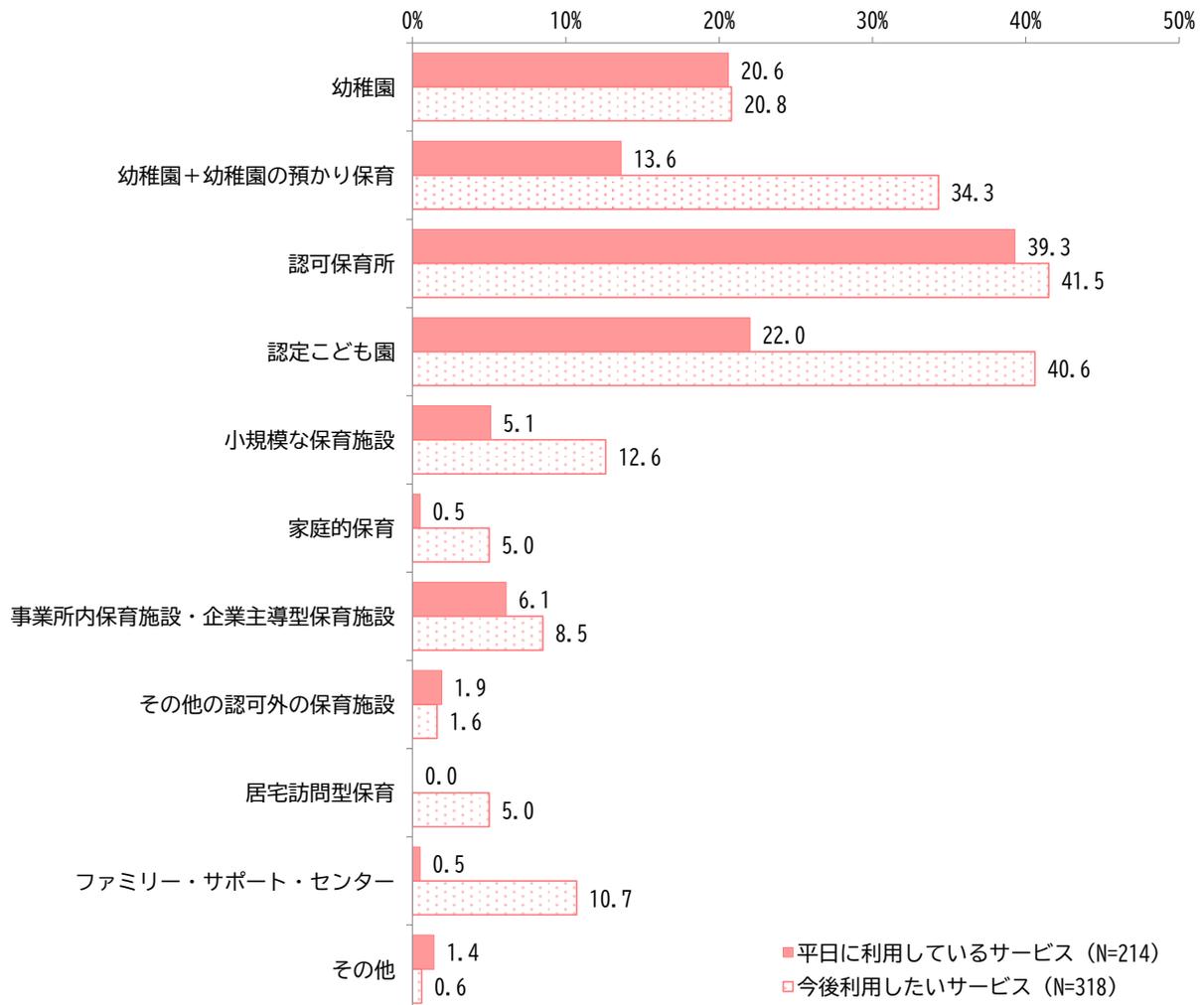


図 平日に利用している教育・保育サービス（利用している人のみ）と、今後利用したい教育・保育サービス



## (6) 子育てに対する悩みや負担感

子育てに対する不安感や負担感については、“子育てに不安感や負担感を感じている人”（「とても感じる」＋「どちらかといえば感じる」）が就学前児童、学園1～6年生の保護者ともに約6割を占めています。

子育てで特に負担に感じることについては、約6～7割が「子育てによる身体の疲れが大きい」と答えており、身体的な疲れが大きいことにストレスを感じる方が多くなっています。また、約5～6割で「子育ての出費がかさむ」「自分の自由な時間が持てない」と答えており、子育て中の親に対し身体の負担を軽減するサービスや、経済的支援の充実を図る等、状況に応じた対応をしていく必要があります。

図 子育てに対する不安感や負担感について

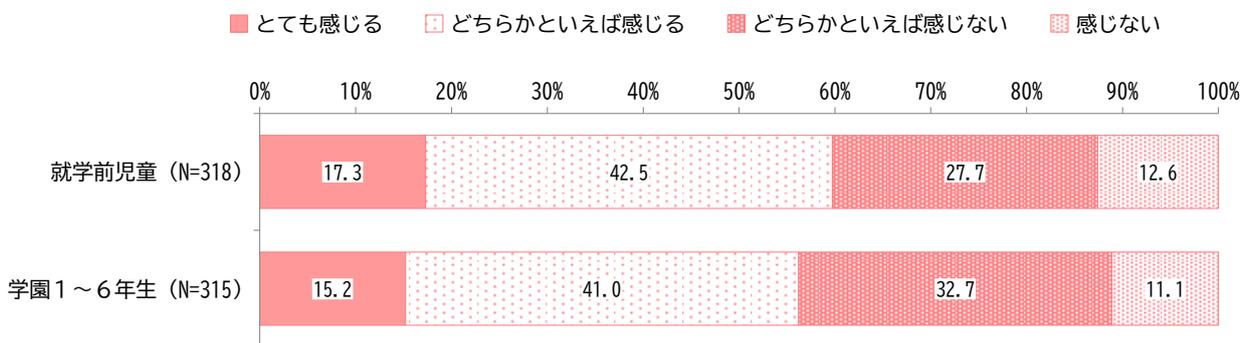
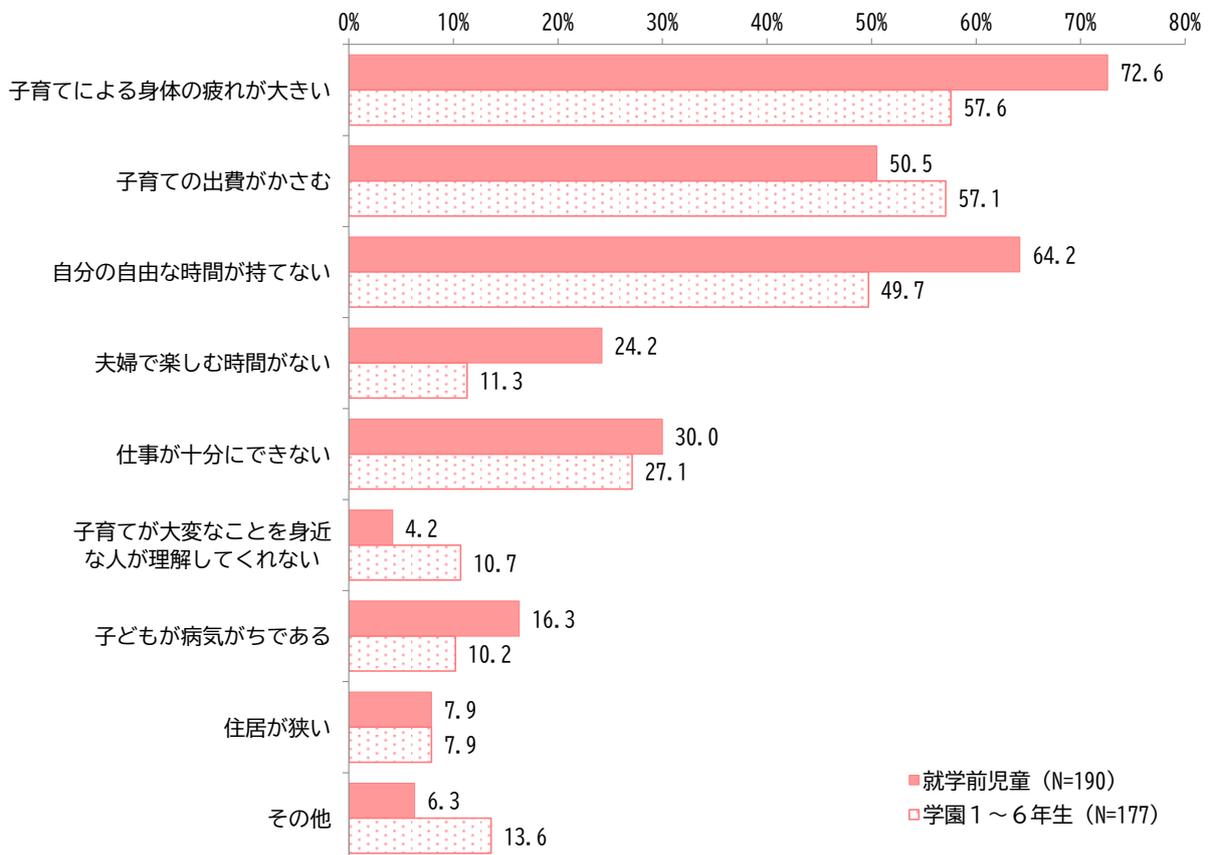


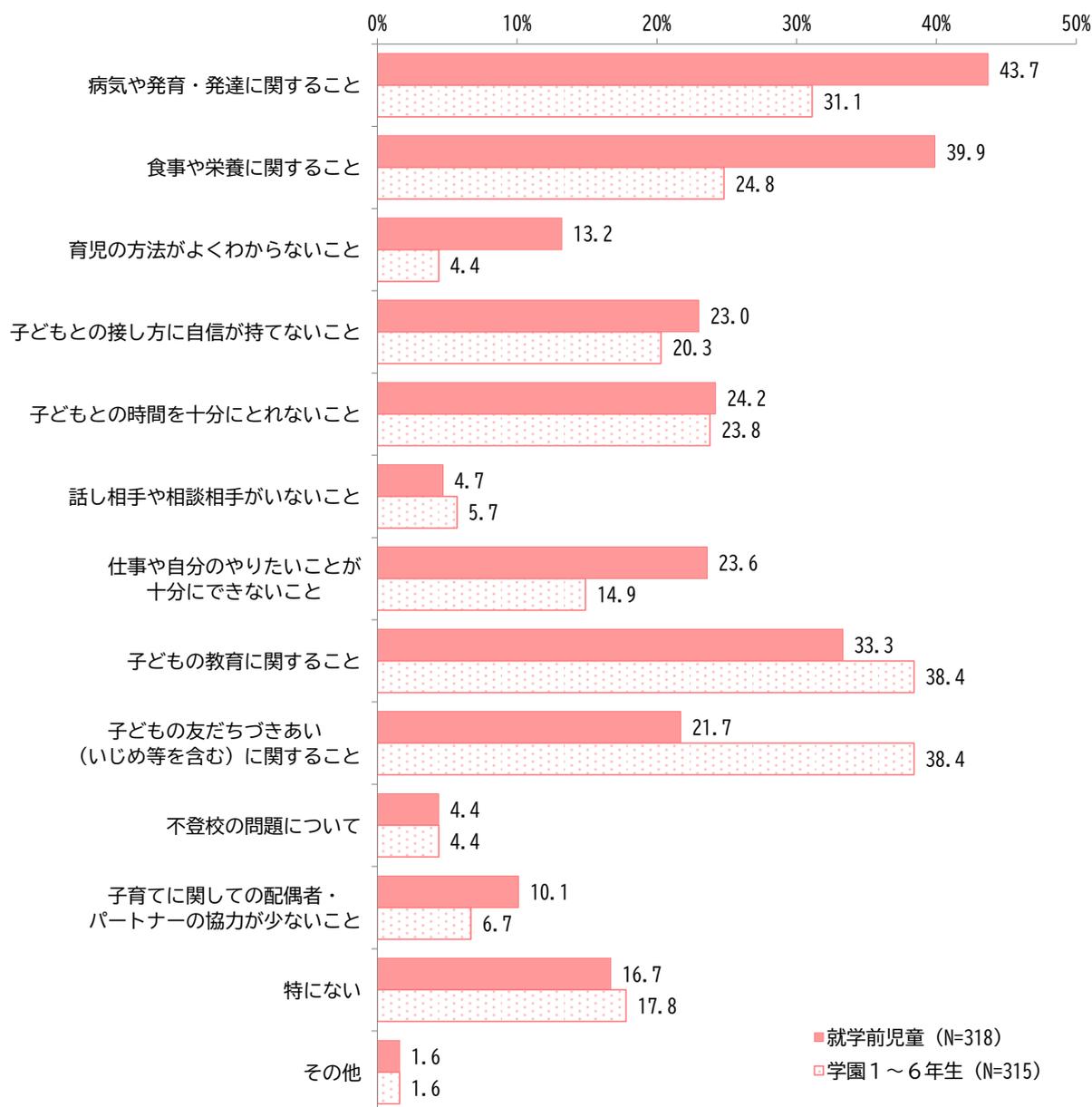
図 子育てをする上で、特に負担に思うこと（子育てに不安感や負担感を感じている人のみ）



子育てに関する悩みについては、就学前児童の保護者では「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」が約4割で多くなっています。また、学園1～6年生の保護者では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」が約4割で多くなっています。

子育てに関する悩みは、児童虐待、いじめやひきこもりの問題等、多岐に渡ることから、深刻な状況にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていく必要があります。

図 子育てに関して、日常悩んでいることや気になること



## (7) 放課後児童クラブの利用状況と利用意向

学園1～6年生の平日の放課後児童クラブの利用状況については、利用している人が約2割となっています。

また、放課後児童クラブの利用意向については、利用意向のある人は、平日では約3割、土曜日、日曜・祝日では約1割、夏休み・冬休み等の長期休暇期間中では4割台半ばを占めています。

図 平日の放課後児童クラブの現在の利用状況



図 平日の放課後児童クラブの今後の利用意向

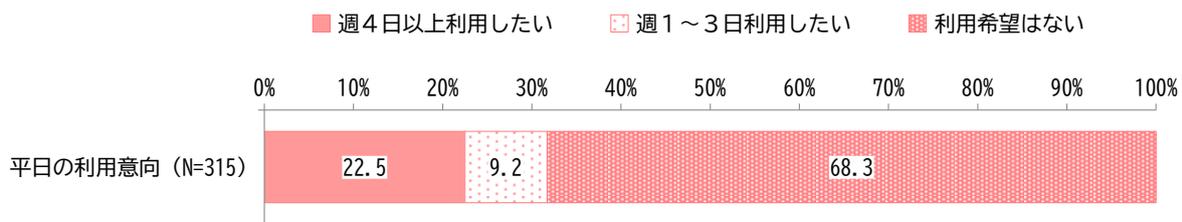


図 土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用意向

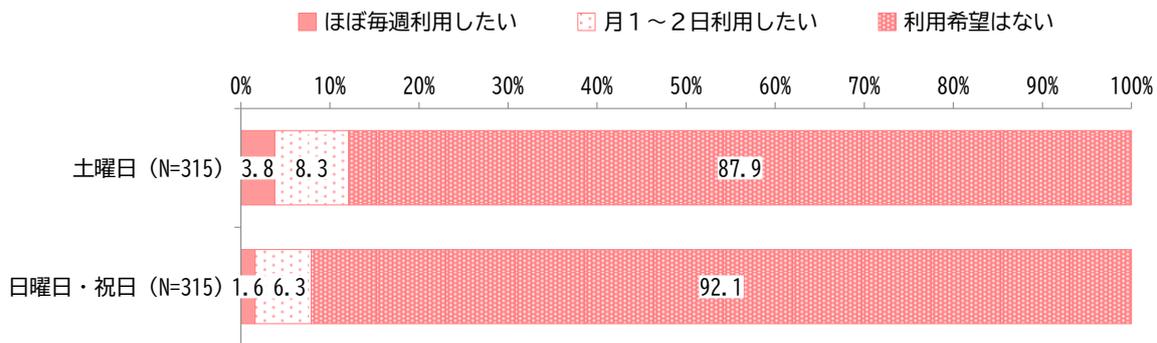
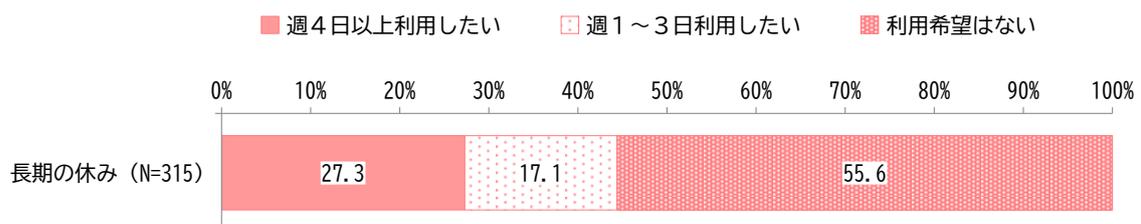


図 長期の休みの放課後児童クラブの利用意向



## (8) 病児・病後児保育・一時預かりの利用状況と利用意向

子どもが病気やケガで幼稚園や保育所、学校などを休んだ経験については、就学前児童で7割超、学園1～6年生で約8割を占めています。その際の対処方法として父親または母親が休んだ人のうち、病児・病後児保育施設等の利用意向は4割台半ばとなっています。

また、保育所の実施している一時預かりの利用意向は約5割となっており、病児・病後児保育や一時預かり等のニーズが高いことがうかがえます。

図 この1年で子どもが病気やケガで幼稚園や保育所、学校などを休んだこと

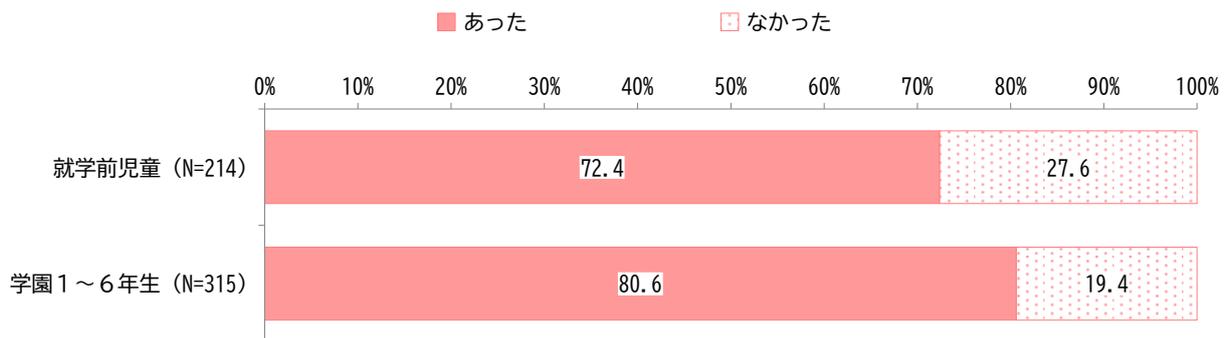


図 病児・病後児保育施設等の利用意向（父親または母親が仕事を休んだ人のみ）

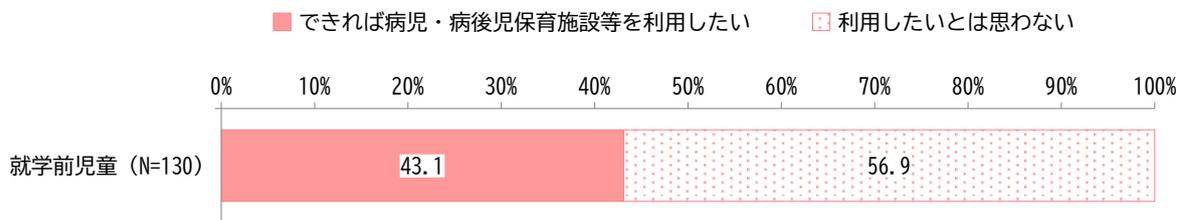
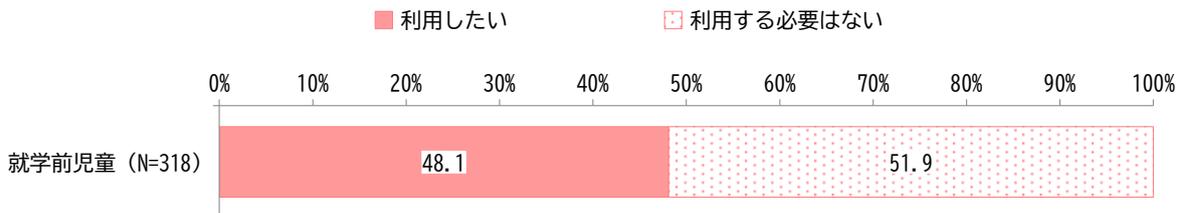


図 一時預かりの利用意向



## (9) 仕事と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立については、“大変であると感じている人”（「とても大変である」＋「どちらかといえば大変である」）が就学前児童の保護者では9割超、学園1～6年生の保護者では8割超となっており、働きながらの子育ての難しさがうかがえます。

また、仕事と子育てを両立させる上で大変だと思われることは、就学前児童、学園1～6年生の保護者ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみてくれる人がいない」が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」「急な残業が入ってしまう」の順となっています。

図 仕事と子育ての両立について（フルタイム、パート・アルバイト等働きに出ている人のみ）

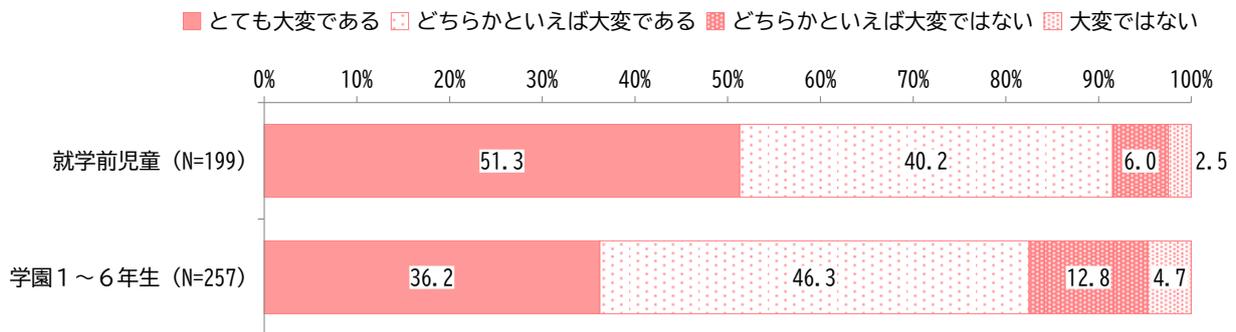
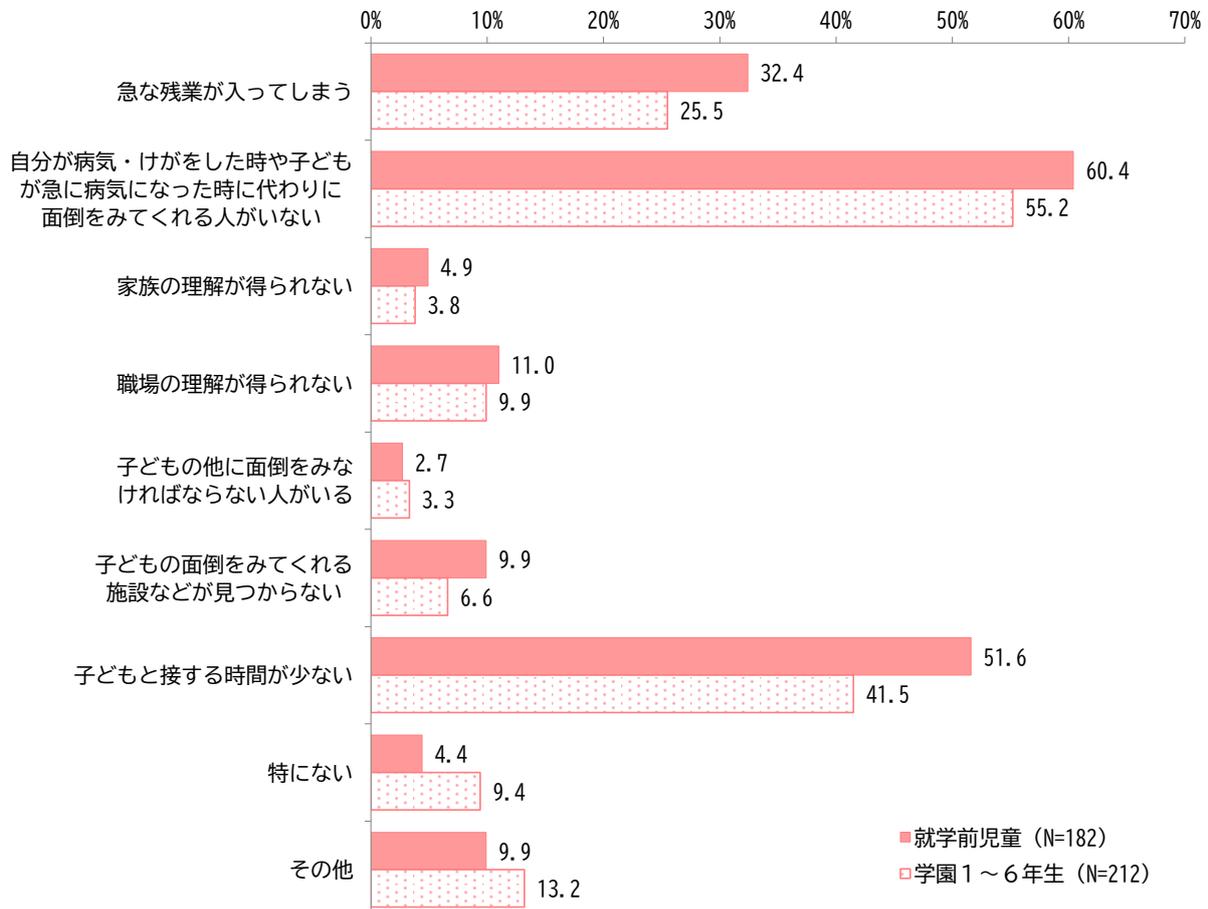


図 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（大変であると感じている人のみ）



母親・父親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が母親で51.9%、父親で18.6%となっており、父親の取得率が低くなっています。

育児休業を利用していない理由として、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」、父親は「仕事が忙しかった」が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、仕事と子育てを両立できる職場環境が十分に整備されていない状況もみられます。育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業に求められる要素も少なくないことから、働き方の見直し等、企業等へのワーク・ライフ・バランスの働きかけが必要です。

図 育児休業の取得状況

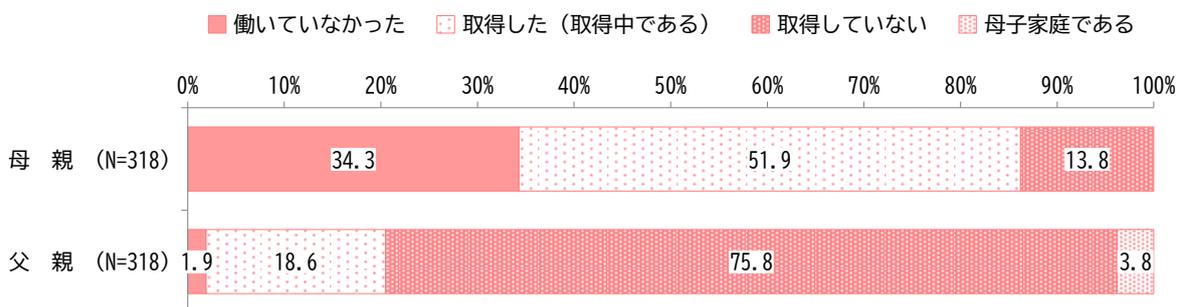
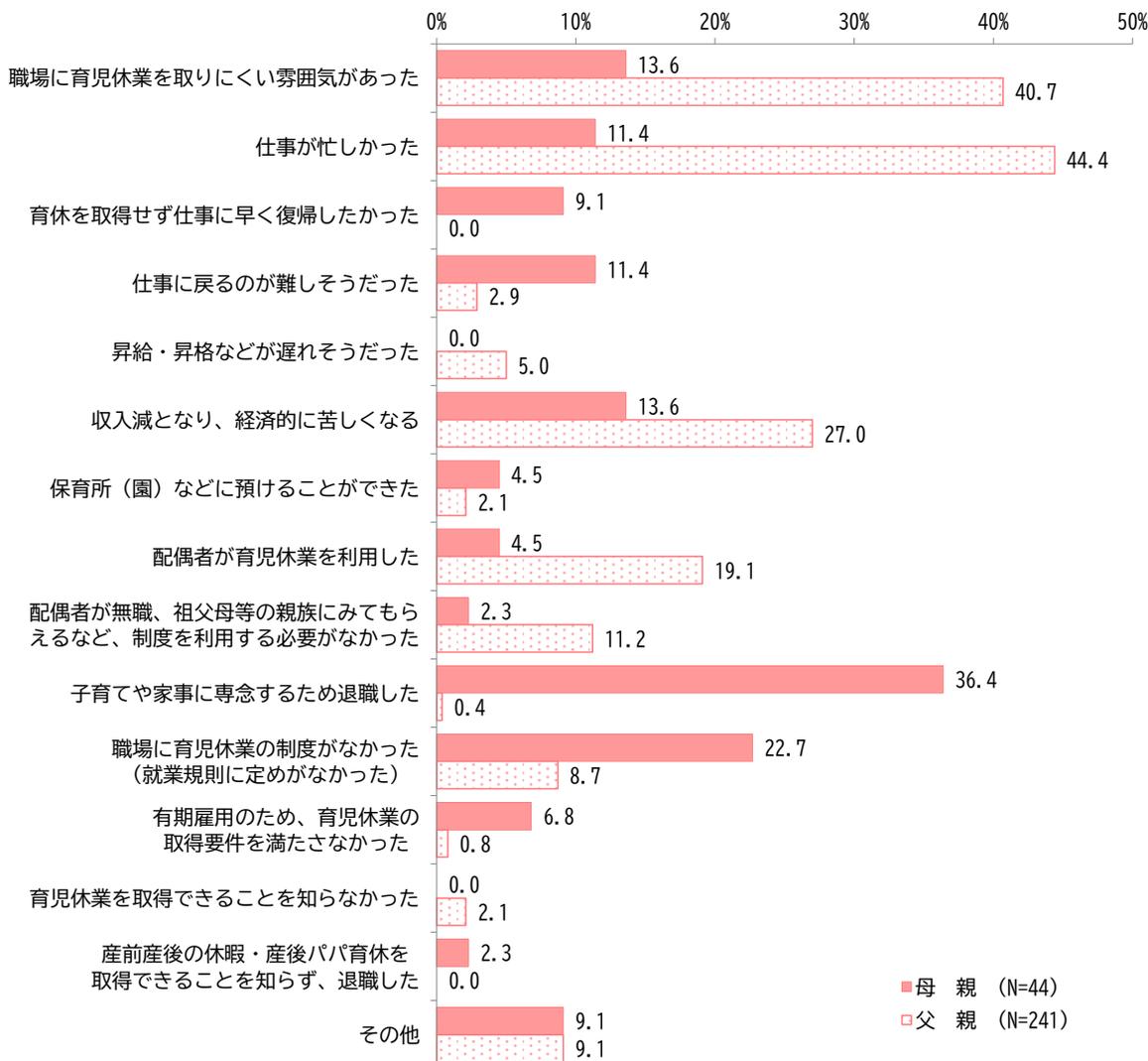


図 育児休業を取得していない理由（取得していない人のみ）

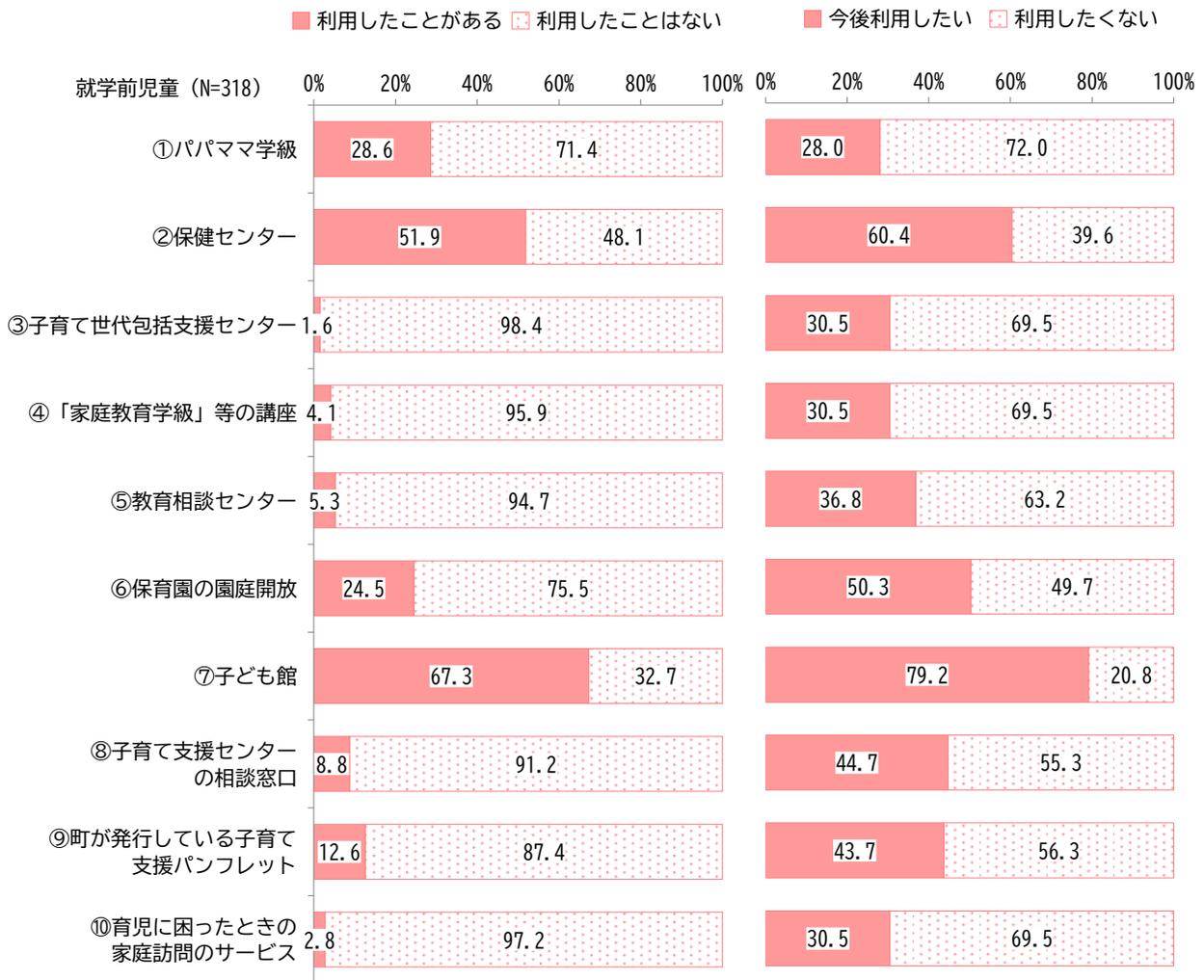


## (10) 子育て支援サービスの利用状況と利用意向

就学前児童の保護者の子育て支援サービスの利用状況については、「②保健センター」「⑦子ども館」では利用したことがある割合が5割以上を占めているものの、全体的には低い状況にあります。

しかしながら、利用意向をみると、「①パパ・ママ学級」を除いては、利用状況に比べ利用意向の割合が高いことから、潜在的ニーズはあると考えられます。

図 子育て支援サービスの利用状況と利用意向



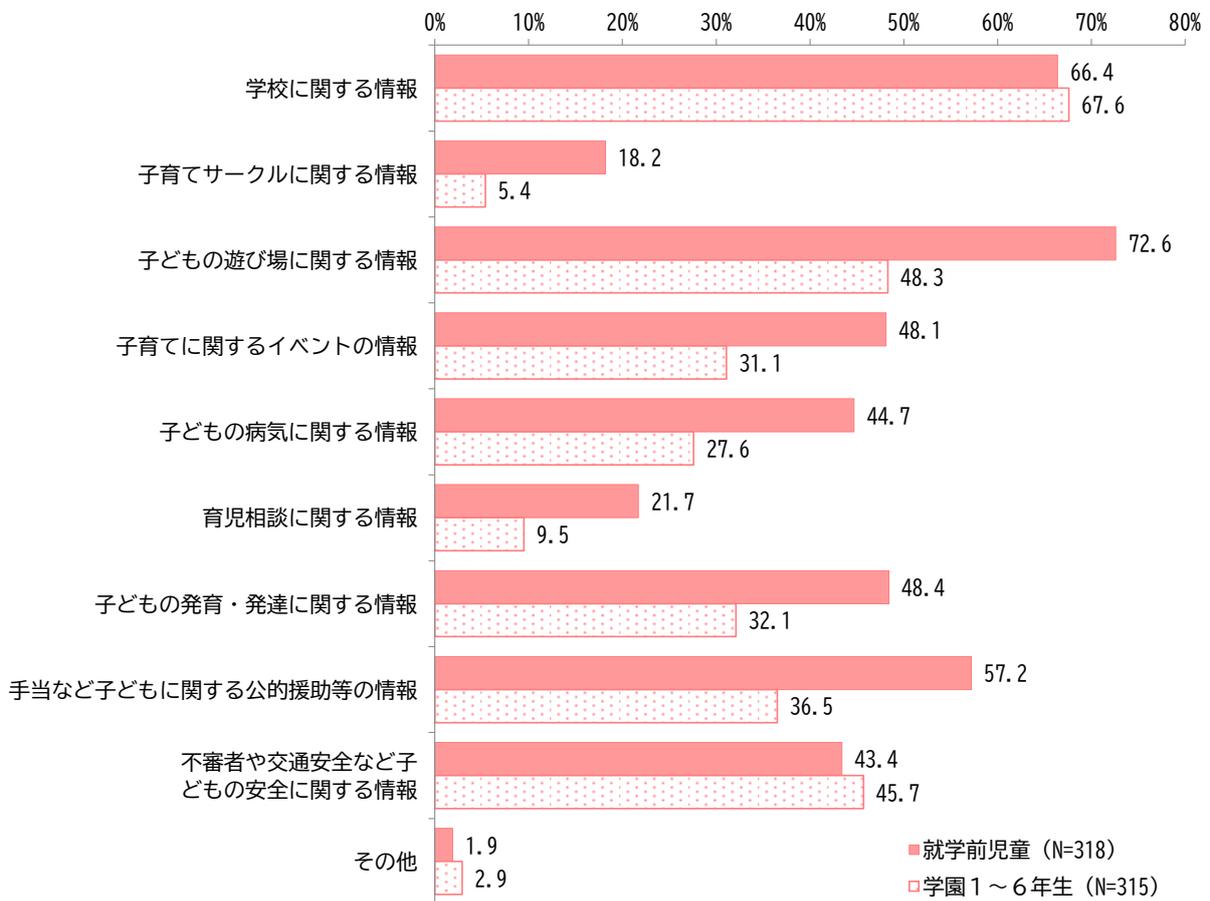
## (11) 子育てに関して希望する情報

子育てに関して入手したい情報については、就学前児童、学園1～6年生の保護者ともに「学校に関する情報」「子どもの遊び場に関する情報」「手当など子どもに関する公的援助等の情報」「子どもの発育・発達に関する情報」が上位にあげられています。

就学前児童の保護者では、「子育てに関するイベントの情報」、学園1～6年生では「不審者や交通安全など子どもの安全に関する情報」も上位5項目以内にあげられています。

子育てに限らず、情報提供は行政に求められる大きな役割の一つでもあることから、子育てに必要な情報をいつでも得ることができるよう、情報提供体制の充実が求められています。

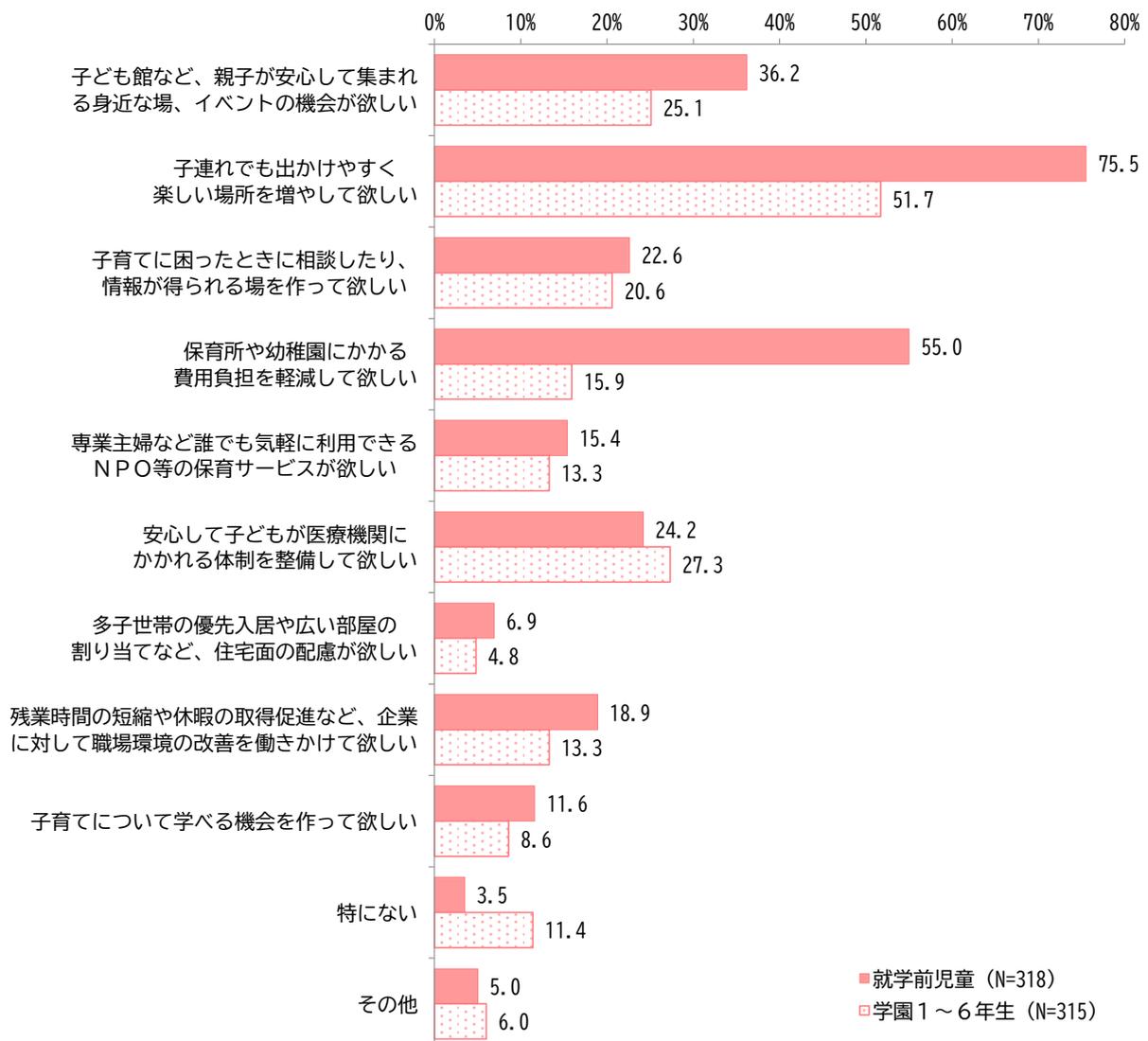
図 子育てに関して希望する情報



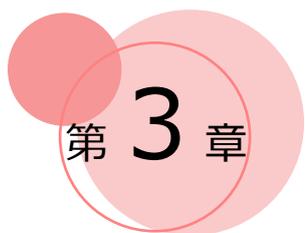
## (12) 子育て支援に対する町への要望

町に対し期待する子育て支援の充実については、就学前児童、学園1～6年生の保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」「子ども館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場を作って欲しい」が上位5項目としてあげられています。

図 町に対して子育て支援の充実を図ってほしいこと







### 第 3 章

## 計画の基本的な考え方



# 1

## 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来を担う存在です。子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもやその親の幸せであり、町民、行政、地域が一体となって取り組むべき、重要な課題といえます。また、みんなで力を合わせて子育て家庭を支えていくことが、ひいては未来の北方町を築くことにつながります。

本町では、第2期計画の基本理念を「つながりと信頼を深め、いきいきとした子どもを育て合うまち 北方」とし、地域全体で子育て家庭を支援してきました。

本計画においても、子ども・子育て支援施策を推進するにあたり、めざすべき基本理念を継承し、第3期の基本理念とします。

地域で支え合うには、人と人との「つながり」や「信頼」が何より重要なものであり、住民同士のつながりが強くなることで地域が活性化し、子どもの健やかな成長を地域で見守るとともにすべての親が子育ての楽しさや喜びを感じ、すべての子どもたちがのびのびと成長できるまちづくりをめざす計画を推進していきます。

### 計画の基本理念

つながりと信頼を深め、  
いきいきとした子どもを育て合うまち  
北方

## 2

# 基本的視点

本計画を推進するにあたって、次の3つの視点を重視します。

## 1 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任となります。

また、保育園民営化による認定こども園の施設整備等を図り、北方学園との連携を進めることで子育てサービスを充実させ、子ども一人ひとりの力を十分に伸ばすことのできる環境の整備を図っていきます。

本計画は、常に子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現されるようすべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援します。

## 2 すべての子育て家庭への支援という視点

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝しながら、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。そのため、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することです。

本計画では、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、すべての子育て家庭への支援を進めていきます。

## 3 地域社会全体による支援という視点

本計画は、子育ては父母またはその他の保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、行政、企業、地域を含めた様々な団体が子どもの成長や子育ての重要性を共有しながら、子育て家庭に寄り添い、支えることを通じて、子育て支援を進めていきます。

# 3

## 計画の体系



## 4

## 施策の展開

## 基本目標Ⅰ 安心して子育てできるまち



子育てを支援するために、快適で安全な生活環境を整備し、公園や遊び場の充実を図り、地域みんなが安心して子どもを育てられる環境を提供します。

また、地域でのつながりを促進し、情報交換や多世代交流の場を設け、みんなで子育てを見守る仕組みを構築します。

さらに、安全な通学路や見守り活動を強化し、子どもたちが安心して子育てできるまちをめざします。

## 1. 子育てを支援する生活環境の整備

重点	施策	内容	担当課
★	公園の整備	子どもの遊び場、住民の憩いの場として公園を適切に維持管理し、快適な居住環境の整備に努めています。	都市環境課
★	緑化の推進	公園等の緑化を推進しています。樹木の成長等がみられる場合には剪定や伐採を行い、また、伐採した際には新たに植樹するなど、適正管理に努めていきます。	都市環境課
★	人にやさしいまちづくり	妊婦やベビーカーを押している人をはじめ、高齢者や障がい者でも歩きやすい、利用しやすい道路や公的施設のバリアフリー化を推進しています。	都市環境課
	自然環境の保全	子どもたちが安心して遊ぶことのできる水辺や緑地など、かけがえのない自然環境の維持保全に努めています。	都市環境課
	利用しやすい公共施設の整備	公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビーシート、授乳スペースの整備・設置などを推進します。	総務危機管理課
	子育てバリアフリー情報の提供	子育て世帯が安心して施設を利用できるよう町有施設の情報を提供しています。	総務危機管理課

## 2. 地域における子育ての支援

重点	施策	内容	担当課
	子育て支援センター（地域子育て支援拠点）事業	社会福祉法人及びNPO法人に委託し実施しており、広報紙等で事業の周知を図るとともに、子育てに関する相談、情報提供、親子で参加できるイベントの開催等、利用者のニーズにあった体制や機能の充実を図っています。また、令和7年度に開園する私立認定こども園の新設にあわせた整備を進めています。	福祉子ども課
	子育てに関する相談体制	町の窓口や子育て支援センター、保健センター、子ども館、保育園、こども園等で育児や親子の健康、家庭に関する相談を実施しています。また、年2回の「北方町教育相談会」を開催しています。相談は随時受け付け、タイムリーな支援ができるようにしていきます。	教育委員会 健康推進課 福祉子ども課
★	地域における親子の交流事業	子育て支援センターなどで地域の親子を対象に様々な交流機会を提供しています。今後も交流機会の充実を図るとともに、地域全体での子育て支援の重要性を周知して、地域子育て支援体制の整備を図ります。	福祉子ども課
	トワイライトステイ事業	保護者が平日の夜間等に不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行っています。	福祉子ども課
	ショートステイ事業	保護者が疾病や冠婚葬祭等で泊りがけで不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において養育、保護をしています。	福祉子ども課
★	子育て支援助成金の支給	第3子以降の子ども（高校生未満）に要する保育料や学習費等の負担額を一部助成しています。	教育委員会 福祉子ども課
	子育てに関する情報提供	子ども館（子育て支援センター・児童館）の行事や保健センター等で行う事業など、子育てに関する情報をカワセミ便や広報紙により提供しています。	健康推進課 福祉子ども課
★	子どもの居場所づくり	地域で身近な子ども館を放課後に開放し、健全育成を目的とした居場所づくりを推進します。また、必要に応じて新たな子どもの居場所づくりに努めていきます。きた子ども館については施設の老朽化がみられるため、大規模修繕や建替の検討を行います。	教育委員会 福祉子ども課
★	地域活動への参加機会	地域住民、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、医療機関等の地域に関わるあらゆる担い手による見守りや支え合いができる地域づくりを推進します。	福祉子ども課
	子ども体験学習	子どもたちの体験活動の機会を提供する「スーパー土曜授業」を開催し、より魅力的な講座を開設します。子どもが様々な経験を通して、自ら学ぶことの価値や喜びを知る機会を提供します。	教育委員会

重点	施策	内容	担当課
★	地域多世代交流事業	幼児、小学生、中学生、高校生からお年寄りまで多世代に渡り交流できる場の提供を進めていきます。	福祉子ども課
	青少年健全育成活動	「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を果たすために、今後も各団体と連携、協力しながら、家庭でのふれあいを大切に、安心安全なまちづくり、社会環境づくりを進めていきます。	教育委員会
	子育てグループ育成支援事業	育児不安の軽減や、自主的な子育ての仲間づくりを目的とした交流の機会を提供するとともに、より充実した子育て支援のあり方を検討します。	福祉子ども課
★	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業を推進していきます。	福祉子ども課
★	町立保育園民営化及び統廃合計画の推進	北方町立保育園民営化及び統廃合計画に基づき、保育園の民営化を進めています。令和7年度のかわせみこども園の開園、令和9年度のもちのきこども園の開園に伴う施設整備等の事業を推進していきます。	教育委員会

### 3. 子どもの安全の確保

重点	施策	内容	担当課
	通学路の安全対策	通学路表示の設置をする等、子どもの安全の確保を図るとともに、各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を工夫・実施するほか、調査結果に基づき通学路の見直しを行っています。	教育委員会
★	歩行者道の整備	幅員のある道路における歩道の整備を進め、安全な歩行用空間を確保しています。	都市環境課
	防犯意識の醸成	学校や地域において、子どもが犯罪の被害にあわないよう、講習や体験等の防犯教育により、防犯意識の醸成を図ります。	総務危機管理課 教育委員会
	自主地域防犯パトロール	啓発活動等により、「ながら見守り」をさらに地域に広め、子どもたちの安全を守っていきます。	教育委員会
★	こども 110 番の家・通学路付近の避難民家の確保	地域で子どもを守る民間協力拠点の重要性から、今後も広報等で参加協力を呼びかけ、活動内容の充実を図ります。	教育委員会

## 基本目標Ⅱ 健やかに成長できるまち



妊産婦や乳幼児の時期だけでなく、妊娠する前から健康を確保し、増進するために充実した支援や相談の場を提供し、妊娠中のサポートや出産後の育児まで、切れ目なく親子の健康を守る取組を強化します。

また、子どもたちの心身の成長を促進するために、質の高い教育やいじめ・不登校などの相談体制を整備し、すべての子どもが心豊かに、健やかに成長できるまちをめざします。

### 1. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

重点	施策	内容	担当課
	命を尊ぶ教育	道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通して、命の尊さについて考えるとともに、後期課程では乳幼児の喜ぶおやつを考えたり、触れ合うことを通して、命を育み、尊ぶことをめざします。	教育委員会
	若い女性への啓発	わかば健診を実施し、若い年代からの健康管理ができるように支援しています。また、プレコンセプションケア(妊娠前の健康づくり)について普及啓発し、将来の妊娠や健康で質の高い生活、豊かな人生を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向きあえるように支援しています。	健康推進課
★	母子健康手帳の交付と妊娠期からの支援	すべての妊婦に対して、保健師や助産師が母子手帳発行時の妊婦相談を実施し、妊娠期のBMI別体重増加量や妊娠期の健康管理、食事、生活について伝え、安心・安全に妊娠出産ができるよう、妊娠時から子育て期まで切れ目なく支援しています。	健康推進課
	妊婦健康診査	健康診査の補助券(14枚、多胎妊婦は5枚追加)、歯科健診受診券(1枚)を交付し、適切な時期に適切な回数の健診を受けることができるように支援しています。妊娠期の健康管理を通じて、安心・安全な妊娠・出産・子育てができるように支援します。	健康推進課
	パパママ学級・妊娠期の相談・訪問	教室の内容を充実させ、妊娠期の母のからだの状態や胎児の育ち、妊娠中の食事、マイナートラブルを予防するための妊婦体操やお産のことについて学び、妊婦自ら判断し、行動できるように支援します。また、妊娠後期アンケート等を活用し、妊婦相談や妊婦訪問を実施し、継続的な相談支援を行います。	健康推進課

重点	施策	内容	担当課
	産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母及び乳児に対して、宿泊や通所、訪問により、母の心身のケアや育児サポートを実施しています。利用しやすいように実施施設を増やし、利用料の減免を行っています。	健康推進課
	乳幼児全戸訪問(赤ちゃん訪問)事業	出生後1、2か月に助産師が訪問し、母の健康状態や乳児の発育状況等を確認し、育児に関する相談や情報提供を行っています。低出生体重児や母の不安が強く、継続的に支援が必要な場合は、複数回訪問や相談を実施しています。	健康推進課
★	乳幼児健康診査・教室・相談等	乳幼児健診や教室、相談を通して、成長や発達に応じた関わりができるよう、各年齢、月齢に応じて必要な知識・情報を保護者と確認し、保護者自身が見通しを持って、育児ができるように継続的に支援します。健診未受診者には個別で対応し、発達や状況を確認します。	健康推進課
★	母と子の健康サポート事業、養育支援訪問事業	医療機関、保健所、町で母と子の健康サポート事業を実施しており、養育に関する相談や助言、支援が必要な場合は、早期に継続的に訪問し、継続支援を実施しています。	健康推進課
	定期健康相談・随時の相談	第4火曜日の母子健康相談日には、身体計測や育児相談、子ども館による集団遊びを実施しています。その他、随時、電話や訪問、来所により、相談に応じていきます。	健康推進課
★	つくしんぼ教室(発達支援教室)	毎月3回開催しており、対象者は年齢に応じて、毎月1回参加し、遊びを通じて、発達を促し、親が子どもとの関わりや子どもの発達について学ぶ機会を提供しています。必要時には、継続的支援が受けられるよう療育機関や医療機関を紹介しています。	健康推進課
	予防接種	岐阜県内の委託医療機関で予防接種ができる広域化予防接種や里帰り先での接種に対する助成も実施しています。予防接種の必要性、接種の進め方等を伝え、感染症のまん延を予防します。	健康推進課
	歯科保健	10か月児相談、1歳6か月児健診、3歳児健診において、定期的に歯科衛生士が関わり、集団指導や個別指導で歯の手入れの方法や、おやつの内容について周知します。	健康推進課
	母子保健推進員	町内各地域から、母子保健推進員が選出され、乳幼児健診・相談時の受付や補助、地域の乳幼児とその家族の見守りなど、子育て家庭の支援を行っています。	健康推進課
	子育て支援団体との連携	子ども館、ままプラザほっと(ファミリー・サポート・センター)、保育園、幼稚園、こども園等、町内や周辺市町のNPOや社会福祉法人等、子育てを支援する団体と顔の見える関係を築き、連携を推進していきます。	教育委員会 健康推進課 福祉子ども課

重点	施策	内容	担当課
	乳幼児期の食育	乳幼児健診・相談において、食事やおやつからの糖分、食塩の摂取について啓発し、管理栄養士が個に応じて離乳食やバランス食、量が理解できるように栄養相談を実施しています。また、適切な生活リズムづくりについて啓発しています。平成28年度より、19歳からの健診を実施し、若い時から家族を含めた適切な食習慣について考える機会としています。	健康推進課
	給食材料の地元産品の採用	なるべく季節の旬のものを地元産品で取り入れ、季節の味とともに、安全で新鮮な給食を提供していきます。	教育委員会
	保育園・こども園における食育	食に関する体験活動を今後も継続していきます。	教育委員会
	性教育	今後も二次性徴に関わって指導を継続していきます。	教育委員会
	学校における定期健診	健診結果を生かし、児童生徒の生活習慣や食生活の改善を促すことができるようにしていきます。	教育委員会
	思春期教育	スクールカウンセラーやスクールハートサポーター（町費）を配置し、悩みをもつ児童生徒に寄り添い、誰でも相談しやすい環境を整えていきます。	教育委員会
	学校における保健活動	学級遊びや学級での体力向上につながる運動・遊びを行うことで、体力の向上を図ります。	教育委員会
	24時間小児救急医療体制	岐阜県や医師会と連携し、乳幼児期の突発的な病気やけが等のときも、安心して受診できる医療体制の充実を図っていきます。	健康推進課
	小児医療の公費負担制度	未熟児、障がい児等に対して、必要に応じて養育医療、育成医療、小児特定疾患治療等の医療給付を行っていきます。	健康推進課
	医療情報の提供	ホームページや広報、くらしのカレンダー等で小児医療に関する様々な情報を提供します。	健康推進課
	かかりつけ医の啓発	今後も身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	健康推進課
★	子どもの医療費助成	中学校卒業までの子どもを対象に医療給付を行っています。令和7年度より対象年齢を高校卒業までの子どもに拡充し、医療給付が行えるよう準備を進めています。	住民保健課

## 2. 子どもの心身と健やかな成長に資する教育環境の整備の推進

重点	施策	内容	担当課
	ふれあい体験	園児が喜ぶことを考えて計画し、実際に交流することで、自他の命の大切さや思いやりの心を育みます。また、学園として、異学年での交流を通して、相手意識をもち、思いやりの心を育てていきます。	教育委員会
	職業意識の醸成	職場体験を通して、働く大人と接し、働くことの厳しさや楽しさ、やりがいなどを学び、一人ひとりの勤労観や職業観を育みます。	教育委員会
	教科指導の充実	I C T機器を効果的に利活用することにより、個の学習状況に応じた習熟問題や、見届けを行い、きめ細やかな指導の推進に努めていきます。	教育委員会
★	特色ある学校づくり事業	児童生徒会が各校で実施していることを、両学園で交流しています。今後も互いのよさを伸ばし、向上していくことができるよう、計画的に北方サミット会議を実施していきます。	教育委員会
	総合的な学習の時間	15年間カリキュラムの活用を通して、独自教科「北方科」や他教科と関連させ、横断的・総合的な学習や探究的な学習の充実を図ります。	教育委員会
	道徳教育の推進	道徳の授業を中心として、地域、保護者、学校がともに連携していくことで、家族やふるさとを大切にす愛情が育つよう努めていきます。	教育委員会
	コミュニティスクール（旧学校評議委員会）	「地域とともに歩む学校」として、学校は地域と連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支援していく体制を強化していきます。さらに、各関係機関と協力しながら、学校を核とした地域づくりをめざしていきます。	教育委員会
	教職員の指導力向上	教職員研修を実施し、教職員の指導力向上をめざします。西濃学園と連携協定を結び、臨床心理の視点からの支援の在り方を研修に組み込み、一人の人間として尊重し、あたたかいまなざしで寄り添う教師をめざします。また、自主研修センターを活用し、自己研鑽に励んだり、他と悩みを共有したりできる場を提供していきます。	教育委員会
★	いじめ・不登校の解消	いじめの未然防止・早期発見と対応・指導の充実を図るため、スクール相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を生かす相談体制の整備、担任との情報共有に努めていきます。	教育委員会
	地域の子育て意識の醸成	北方コミュニティ学園協議会を年3回開催し、地域、家庭とともに目標を共有することにより、町内の園・学校がひとつになって北方の子どもたちを育みます。	教育委員会
★	家庭教育学級	各学園・こども園で行われる家庭教育学級を支援します。また、各関係機関への橋渡しの存在になるよう努めていきます。	教育委員会
	町民や地域講師	地域の様々な住民の知恵や技能等を学校教育の場に活用し、子どもの学習の充実に努めていきます。	教育委員会

## 基本目標Ⅲ 地域で支え合うまち



仕事と家庭の両立のため、困った時に子どもを預けられる保育体制の整備を進め、認定こども園の新設により受け入れられる定員数の増加や体調不良児対応型病児保育の実施を進めます。

また、多様な価値観やライフスタイルを尊重し、フレキシブルな働き方や育児休業制度の充実を図り、誰もが自分らしく生活できる支援や情報提供を促進し、地域で支え合うまちをめざします。

### 1. 職業生活と家庭生活との両立の推進

重点	施策	内容	担当課
★	通常保育・乳児保育	公立・私立の保育所等や、小規模保育事業所にて保育を実施していきます。保育園民営化による私立認定こども園の新設に加え、職員配置の見直しや既存施設の整備等を検討し、ニーズにあわせた対応を図ります。	教育委員会
★	3歳未満児保育	保育園やこども園、小規模保育事業所にて受入れを実施しています。保育園民営化による私立認定こども園の新設に合わせた定員増や小規模保育事業所「ちびっこ園。」の施設整備など、ニーズに合わせた保育環境の整備を図っていきます。	教育委員会
	延長保育事業	ニーズに応じて、保育園・こども園や私立認定こども園等にて延長保育を提供します。	教育委員会
	一時預かり事業	仕事やその他の理由により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的にこども園等の施設で預かり、保育を実施する事業です。私立認定こども園の新設にあわせた整備を図ります。また、必要に応じて施設等の拡充についても検討していきます。	教育委員会 福祉子ども課
★	病児・病後児保育	専門スタッフがいる病院に併設した施設で、家庭での療養が必要な児童（生後7か月～小学校3年生）を預かる病児保育を実施しています。また、私立認定こども園の新設にあわせ「体調不良児対応型病児保育」が実施できるよう進めていきます。	教育委員会 福祉子ども課
	放課後児童クラブ	設備面、人員配置についても現状の受け入れが精一杯で、拡大は難しい状況となっておりますが、他の機関とも連携し、児童が放課後の居場所の選択を自由にできるようにすることにより、待機の解消を図っていきます。	教育委員会

重点	施策	内容	担当課
	放課後子ども教室	放課後児童クラブとの連携をし、今まで通りの運用で、児童の放課後における居場所の一つとして役割を担っていきます。	教育委員会
	広域保育	保護者の勤務の都合により、居住地以外の保育園入所の要望が増えていることから、協議の成立した近隣市町と相互の受入れ入所を実施していきます。	教育委員会
	地域の子育てネットワーク	こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援などを切れ目なく提供できる体制の整備に努めています。	健康推進課 福祉子ども課

## 2. ワーク・ライフ・バランスと多様性社会の推進

重点	施策	内容	担当課
	ワーク・ライフ・バランスの推進	保育環境や放課後の居場所づくりの充実に加え、子育てしやすい職場環境の確保に努めていきます。また、広報紙、ホームページを通して「仕事と生活の調和」に関する情報を町民に向けて発信していきます。	総務危機管理課
	職場における多様な働き方への意識啓発	フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク、育児短時間勤務制度等の多様な働き方の取組や効果について、情報提供・周知の広報活動を行っています。	総務危機管理課
	町職員のワーク・ライフ・バランスの実現	町職員に対して、育児休業や年次有給休暇の取得を呼びかけるとともに、仕事と生活の調和を可能にする職場環境の整備に努めていきます。	総務危機管理課
	男女共同参画社会の推進	男性の子育てへの参画、家事等の自立を促進する等の男女共同参画意識の醸成を図っていくために、広報活動、各種講座や教室等を通して啓発活動を推進していきます。	政策財政課
	パパママ学級	夫婦や家族等が参加し、妊婦体験やもく浴(赤ちゃんのお風呂)等の子育ての指導や、出産・子育てでの男性との役割分担等を学ぶ教室を実施します。	健康推進課
	ロールモデルの情報提供	女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所や企業、個人をロールモデルとして紹介し、意識の醸成を図っていきます。	政策財政課

## 基本目標Ⅳ みんなに優しいまち



こども家庭センターの設置に伴い、相談支援の充実や体制の強化、相談員の資質向上など、育児や子どもに関する様々な悩みや不安に寄り添い、切れ目のない支援を提供します。

また、ひとり親家庭や児童虐待、障がい児保育など配慮が必要な子どもたちが笑顔いっぱい安心して北方町で暮らし続けられるように、経済的支援や就学・就労支援の充実を図り、みんなに優しいまちをめざします。

### 1. 相談支援体制の整備

重点	施策	内容	担当課
	こども家庭センターの設置	令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。子ども家庭支援員を配置し、母子保健機能と児童福祉機能をあわせ持つ機関として、子ども相談センター等の関係機関と連携しながら、子ども・家庭の相談を受ける体制を整えています。	健康推進課 福祉子ども課
	相談員の資質向上	家庭や児童の諸問題に適切に対応していくため、相談員の研修等を充実し、資質の向上を図っていきます。	健康推進課 福祉子ども課
	子育て応援ダイヤル	こども家庭センターなど子育ての不安や悩みを電話で気軽に相談できる体制の整備を図っていきます。	健康推進課 福祉子ども課
	専門的療育相談システム	保健、福祉、療育、教育、医療機関と連携し総合的にサポートできる相談体制を充実させ、見通しを持ってゆとりある子育てができるよう支援します。	健康推進課 福祉子ども課
	事後指導・相談体制	適切な時期に適切な支援を受けることができるように、相談体制を整え、関係機関と連携をとりながら、切れ目のない支援を継続していきます。	健康推進課 福祉子ども課

## 2. 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

重点	施策	内容	担当課
	ひとり親家庭支援事業	母子・父子家庭に対し児童扶養手当制度の案内を行うなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図っていきます。また、気軽に相談できる体制の整備を図っていきます。	福祉子ども課
	ひとり親家庭への相談体制と就労支援	ひとり親家庭の様々な不安・悩みに対する相談窓口を設置し精神的安定を図っていきます。また、就労による自立を推進します。	福祉子ども課
	児童虐待防止ネットワーク	適切かつ迅速な対応を図るために、町の窓口・保健センター・保育園・こども園・子ども相談センター・北方学園・警察・民生委員・児童委員等と連携強化を図っていきます。	福祉子ども課
	各種経済支援	児童扶養手当制度や、乳幼児・ひとり親家庭等医療費助成制度の利用を推進するとともに、ひとり親家庭等に対する就学資金や住宅資金等、資金の貸付けについて周知します。	福祉子ども課
	特別支援教育	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うことができるように特別支援学級や通級指導教室を設置しています。また、各学園、こども園に特別支援アシスタントを配置し、学校教育の支援にあたります。	教育委員会
	就学指導	園や施設との情報共有を図っていきます。また、年2回の「教育相談・発達相談会」を開催し、就学相談の充実を図り、保護者の困り感に寄り添える早期相談・早期支援を行っていきます。	教育委員会
★	障がい児保育・統合保育	ニーズに応じて保育園、こども園等で引き続き実施していきます。	教育委員会



## 第 4 章

# 量の見込みと確保方策



## 1

## 提供区域と人口推計

## (1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、第3期計画においても、この教育・保育提供区域を町全体で1つの区域として設定します。

## (2) 子どもの人口の見込み

各年度の子どもの人口（0～17歳）の推計は次のとおりです。

単位:人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	138	139	139	141	143
1歳	155	148	149	149	151
2歳	159	163	156	157	157
3歳	166	163	166	159	160
4歳	150	170	167	170	163
5歳	150	152	172	169	172
6歳	159	152	154	174	171
7歳	190	159	152	154	174
8歳	172	191	160	153	155
9歳	163	173	192	161	154
10歳	179	165	175	194	163
11歳	166	181	167	177	197
12歳	171	167	182	168	178
13歳	173	171	167	182	168
14歳	196	173	171	167	182
15歳	173	197	174	172	168
16歳	208	175	199	176	174
17歳	183	209	176	200	177
合計	3,051	3,048	3,018	3,023	3,007

## 2

## 教育・保育事業

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

## 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
1号認定	213	209	224	206	190
2号認定	242	272	251	285	254
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	48	73	53	57	48
それ以外	194	199	198	228	206
3号認定	137	114	116	135	153
0歳	21	19	20	22	24
1歳	45	45	41	59	53
2歳	71	50	55	54	76

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

**1号認定** … 3歳～5歳で、保育を必要とせず、教育を希望する場合 (教育認定)

**2号認定** … 3歳～5歳で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合 (保育認定)

**3号認定** … 0歳～2歳で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合 (保育認定)

**特定教育・保育施設** … 認可または認定を受けた幼稚園、認定こども園、保育所のうち市町村が施設型給付費の対象と確認した施設をいう

**特定地域型保育事業** … 認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のうち市町村が地域型保育給付費の対象と確認した事業等をいう

量の見込みと確保方策

単位:人

令和7年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	196	54	217	21	59	62
確保方策(B)	225	54	282	31	72	94
特定教育・保育施設	33	54	282	22	63	84
特定地域型保育事業	0	0	0	6	6	7
上記以外	192	0	0	3	3	3
過不足(B-A)	29	0	65	10	13	32

単位:人

令和8年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	204	56	226	21	56	63
確保方策(B)	210	56	292	31	72	94
特定教育・保育施設	18	56	292	22	63	84
特定地域型保育事業	0	0	0	6	6	7
上記以外	192	0	0	3	3	3
過不足(B-A)	6	0	66	10	16	31

単位:人

令和9年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	211	58	233	21	57	61
確保方策(B)	230	58	234	33	63	82
特定教育・保育施設等	38	58	234	24	54	72
特定地域型保育事業	0	0	0	6	6	7
上記以外	192	0	0	3	3	3
過不足(B-A)	19	0	1	12	6	21

単位:人

令和10年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	209	58	232	22	57	61
確保方策(B)	230	58	234	33	63	82
特定教育・保育施設等	38	58	234	24	54	72
特定地域型保育事業	0	0	0	6	6	7
上記以外	192	0	0	3	3	3
過不足(B-A)	21	0	2	11	6	21

単位:人

令和11年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	208	58	230	22	57	61
確保方策(B)	230	58	234	33	63	82
特定教育・保育施設等	38	58	234	24	54	72
特定地域型保育事業	0	0	0	6	6	7
上記以外	192	0	0	3	3	3
過不足(B-A)	22	0	4	11	6	21

### 3号認定の保育利用率に係る目標設定

満3歳未満の子どもの数全体を占める3号認定の子どもの利用定員数の割合を保育の利用状況・利用希望を踏まえ、各年度における保育利用率の目標値を設定します。

利用定員数に関する各年度の整備目標は、確保方策欄に記載のとおりであり、保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める「3号認定の確保方策」の割合とします。

$$\text{保育利用率の目標値} = \text{3号認定の確保方策} \div \text{推計児童数}$$

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数	0歳	138人	139人	139人	141人	143人
	1歳	155人	148人	149人	149人	151人
	2歳	159人	163人	156人	157人	157人
	合計	452人	450人	444人	447人	451人
3号認定の確保方策	0歳	31人	31人	33人	33人	33人
	1歳	72人	72人	63人	63人	63人
	2歳	94人	94人	82人	82人	82人
	合計	197人	197人	178人	178人	178人
保育利用率の目標値	0歳	22.5%	22.3%	23.7%	23.4%	23.1%
	1歳	46.5%	48.6%	42.3%	42.3%	41.7%
	2歳	59.1%	57.7%	52.6%	52.2%	52.2%
	合計	43.6%	43.8%	40.1%	39.8%	39.5%

### 提供体制の考え方

令和7年度には、保育園民営化により、かわせみこども園が開園する予定です。また、令和9年度にはもちのきこども園が開園する予定です。

認定こども園等における施設整備については、保育園民営化によるもののほか、令和9年度には北保育園及び中保育園の廃園が予定されているため、こども園の施設整備を図り、定員の確保を行う予定です。また、その他の教育・保育施設や小規模保育事業所等についても、必要に応じて施設整備等を検討し、ニーズにあわせた環境整備を図っていきます。

本計画では、町内の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の既存施設の利用定員及び整備予定の施設において設定する利用定員にて確保方策を見込んでいきます。必要に応じて見直し等を図ります。

# 3

## 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 実績の推移

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	2
基本型・特定型	1	1	1	1	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	2

#### 量の見込みと確保方策

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	2	2	2	2	2
確保方策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	2	2	2	2	2
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

#### 提供体制の考え方

令和6年度より、こども家庭センターを開設し、主として母子保健機能は保健センター、児童福祉機能は福祉子ども課で行うなど、役割を分担又は協働しながら一体的な支援を実施しています。必要に応じ、情報を共有しながら相談・助言等を実施するとともに、子育て支援施設等の関係機関との連携を図ります。

## (2) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点）事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
延べ利用者数	19,750	18,920	26,948	30,423	35,416
実施か所数	3	3	3	3	3

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	21,696	21,600	21,312	21,456	21,648
確保方策(B)	21,696	21,600	21,312	21,456	21,648
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

かわせみこども園の開園にあわせ、新たに1施設を新規開設予定のため、令和7年度から4施設で事業を実施する予定です。

### (3) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
対象者数(妊娠届出数)	147	165	153	155	150

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

#### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	157	158	158	160	162
確保方策(B)	157	158	158	160	162
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

#### 提供体制の考え方

妊婦の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により、安全な出産ができるように妊婦健康診査の補助券を14枚交付し、また、多胎妊婦には5枚追加して交付し、妊娠中に定期的な健診受診ができるように支援しています。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

すべての乳児のいる家庭に助産師や保健師が訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言、子育て支援に関する情報の提供を行う事業です。

### 実績の推移

単位:人・件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
訪問対象者数	121	137	148	150	150
訪問実施件数	123	134	135	139	150

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	138	139	139	141	143
確保方策(B)	138	139	139	141	143
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

母子健康手帳の発行時に事業の周知を図ります。また、対象者と連絡を取り、助産師や保健師等による家庭訪問を対象者全員に実施し、出産直後の母子の様子を把握し、相談支援を行います。

## (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

### 実績の推移

単位:世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
訪問世帯数	7	28	31	22	18

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	21	21	21	22	22
確保方策(B)	21	21	21	22	22
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

子育て支援の関係機関との連携や共通理解を図り、「児童虐待」「地域のネットワークの構築」等の課題に取り組みます。また、養育状態や養育環境に課題がある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対し、養育が適切に行われるよう相談・助言その他必要な支援を行います。

#### 【北方町要保護児童対策地域協議会】

会議名、開催頻度	関係機関	内容
代表者会議 年1回	民生委員、主任児童委員 人権擁護委員 北方警察署生活安全課長 他	要保護児童等の早期発見や適切な支援のため、関係機関と連携等を行う会議
実務者会議 年3回程度	中央子ども相談センター 教育委員会、各学園 他	定期的な情報共有や意見交換、課題の検討等を行う会議
個別ケース検討会議 随時	個別ケースの関係機関 児童の所属機関 他	要保護児童等の個別ケースに係る検討等を行う会議

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する事業です。

### 実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
延べ利用者数	29	21	0	6	5
実施か所数	1	2	2	2	2

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	5	4	3	3	2
確保方策(B)	5	5	5	5	5
過不足(B-A)	0	1	2	2	3

### 提供体制の考え方

令和3年度から契約先の施設を増やし、より利用しやすい体制の整備を図りました。利用は多くありませんが、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 実績の推移

単位:人日・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
延べ利用者数	307	380	307	339	360
依頼会員	107	107	132	131	140
提供会員	42	55	48	48	50
両会員	23	17	15	14	15

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	356	374	392	412	433
確保方策(B)	356	374	392	412	433
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

提供会員の確保のため、研修等の周知などを図ります。

## (8) 一時預かり事業

### (8) - 1 : 幼稚園型

認定こども園（1号認定）等の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

#### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
延べ利用者数	2,588	6,768	4,096	4,791	4,500

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

#### 量の見込みと確保方策

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	4,504	4,233	3,979	3,741	3,516
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定(教育希望)	4,504	4,233	3,979	3,741	3,516
確保方策(B)	4,504	4,233	3,979	3,741	3,516
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

#### 提供体制の考え方

町立こども園において、在園児を対象とした預かり保育を実施しています。また、令和7年度に開園するかわせみこども園と令和9年度に開園するもちのきこども園にて施設整備を図り、一時預かり事業を実施する予定です。

## (8) - 2 : 幼稚園型以外

子どもの保育ができないときに、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。現在、一時預かり事業のニーズに関してはファミリー・サポート・センターの事業で対応しています。

### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
延べ利用者数	307	380	307	339	360

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	596	614	872	892	913
認定こども園	240	240	480	480	480
ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	356	374	392	412	433
確保方策(B)	596	614	872	892	913
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

令和7年度に開園するかわせみこども園と令和9年度に開園するもちのきこども園にて施設整備を図り、一時預かり事業を実施する予定です。

## (9) 延長保育事業

認可保育所等で、通常の保育時間等を延長して保育を実施する事業です。

### 実績の推移

単位:人・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
年間利用者数	10	12	11	9	9
実施か所数	2	2	2	3	3

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	9	9	8	8	8
確保方策(B)	9	9	8	8	8
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

現在、中・南保育園とこども園(2・3号認定)にて実施しています。ニーズに対応した事業の実施を進めていきます。また、令和7年度に開園するかわせみこども園と令和9年度に開園するもちのきこども園についても事業を実施する予定です。

## (10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

### 実績の推移

単位：人日・か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
延べ利用者数	107	257	262	429	400
実施か所数	1	1	1	1	1

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	438	446	455	464	474
確保方策(B)	438	446	455	464	474
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

委託した病院内にある病児保育施設において、事業を実施しています。また、病院等で行う病児保育事業とは別に、在園児が利用できる「体調不良児対応型病児保育事業」を令和7年度に開園するかわせみこども園と令和9年度に開園するもちのきこども園にて実施する予定です。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童（前期課程1～6年生）に対し、授業の終了後に各学園の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 実績の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
利用児童数	175	172	201	213	231
1年生	54	46	55	55	68
2年生	41	54	51	51	48
3年生	40	29	47	46	42
4年生	20	27	26	36	40
5年生	14	8	18	19	26
6年生	6	8	4	6	7

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	233	226	217	229	229
1年生	58	55	56	64	62
2年生	53	45	43	43	49
3年生	45	50	41	40	40
4年生	43	39	42	46	39
5年生	26	29	27	28	31
6年生	8	8	8	8	8
確保の内容(B)	240	240	240	240	240
過不足(B-A)	7	14	23	11	11

### 提供体制の考え方

放課後子ども教室と連携し、児童が放課後に過ごす居場所としての選択ができるよう関係機関と連絡調整を図っていきます。

## (12) 放課後子ども教室

各学園の図書室にて、放課後に子どもたちが安心して活動できる安全な居場所を提供する事業で、毎月第1・3月曜日の放課後に実施しています。

本事業は、各学園前期課程1～6年生の児童が対象となります。

### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
利用児童数	41	37	47	45	41
低学年1～3年生	24	24	26	32	34
高学年4～6年生	17	13	21	13	7

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	45	45	45	45	45
低学年1～3年生	30	30	30	30	30
高学年4～6年生	15	15	15	15	15
確保の内容(B)	45	45	45	45	45
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

放課後児童クラブと連携し、児童が放課後に過ごす居場所としての選択ができるよう関係機関と連絡調整を図っていきます。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育料は、国が定める水準を限度として、自治体が利用者負担額を設定しますが、それ以外に実費徴収（副食費、教材費、行事参加費等）を行う場合があります。

実費徴収があった場合、低所得者の負担軽減を図るため、必要に応じて実費負担の部分について給付を実施する事業です。

### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
対象者数	24	20	24	19	20

※令和6年度の実績は年度末の見込み数値です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	20	21	22	23	24
確保方策(B)	20	21	22	23	24
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

必要に応じ、事業の検討を図っていきます。

## (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

現在、本町では未実施の事業です。

### 提供体制の考え方

認定こども園等の新規参入施設に対する巡回支援、相談・助言の実施など、状況に応じた検討を進めていきます。

## (15) 子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	480	480	480	480	480
確保方策(B)	480	480	480	480	480
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

令和7年度より、民間団体への業務委託により実施予定です。

## (16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	—	—	—	—
確保方策(B)	—	—	—	—	—
過不足(B-A)	—	—	—	—	—

### 提供体制の考え方

現在、本町では未実施の事業です。  
状況によって検討を進めていきます。

## (17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

### 量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	—	—	—	—
確保方策(B)	—	—	—	—	—
過不足(B-A)	—	—	—	—	—

### 提供体制の考え方

現在、本町では未実施の事業です。  
状況によって検討を進めていきます。

## (18) 妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付事業

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、心身の状況、置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。あわせて、経済的援助を目的に経済的支援を行います。

### 量の見込みと確保方策

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	470	473	473	480	487
確保方策(B)	470	473	473	480	487
こども家庭センター	470	473	473	480	487
上記以外	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、妊産婦やその家族等に寄り添い、出産・育児等に見通しを持って取り組めるように相談や支援を行います。

また、子育て支援施設等の関係機関と情報共有を図るなど、連携しながら地域の課題に取り組めます。

## (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児または幼児であって満3歳未満の小学校就学前の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

なお、これまでの幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）として、令和8年度から実施します。

### 量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	—	6	6	16	16
0歳	—	2	2	4	4
1歳	—	2	2	6	6
2歳	—	2	2	6	6
確保方策(B)	—	6	6	16	16
0歳	—	2	2	4	4
1歳	—	2	2	6	6
2歳	—	2	2	6	6
過不足(B-A)	—	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

令和8年度からの実施に向け利用定員数の確保を図ります。実施施設は認定こども園を予定しています。ただし、令和8年度及び令和9年度については、認定こども園等の施設整備を図っている都合もあり、月一定時間の利用可能枠での実施が難しいと考えられるため、経過措置を利用し3時間以上の月一定時間の利用可能枠の範囲内の時間数として算出しています。

## (20) 産後ケア事業

産院などの実施機関において、出産後1年を経過していない母子に対して、宿泊や通所、訪問により母の心身のケアや育児サポートを実施しています。所得に応じて利用料を減免しており、より利用しやすくしています。

### 量の見込みと確保方策

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	37	37	37	37	38
確保方策(B)	37	37	37	37	38
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

### 提供体制の考え方

利用者のニーズにあわせた事業の実施を図っていきます。また、利用しやすいよう必要に応じ、実施施設を増やすなどの検討を行います。

# 4

## その他の関連施策の展開

### (1) 保育園民営化による施設整備

保育園民営化による認定こども園の施設整備にあわせ、一時預かり事業等の子育て支援施策を実施することで子育てサービスの充実を図り、保護者の就労環境の変化や子どもの生活環境などの変化により多様化する教育・保育ニーズへの対応の充実を図っていきます。また、北方学園との連携についてもあわせて図っていきます。

### (2) 認定こども園の普及・促進を図るための取組

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園については、町内では令和5年度よりこども園が新設されています。今後も、かわせみこども園やもちのきこども園の開園が予定されていますので、引き続き、関係機関と連携しながら地域の実情や要望を受けて施設整備を検討していきます。

### (3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼児期は人間形成の基礎がつくられる大切な時期であり、個々の適正や成長過程等的確にとらえながら質の高いサービスの提供を図るためには、幼稚園教諭や保育士等の資質や専門性の向上を図る必要があります。

そのため、各施設における職員研修の実施を促進するとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を行う等、人材の育成に努めます。

### (4) 質の高い教育・保育の推進方策

子どもの健やかな成長、発達を支援するため、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

## **(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互連携、幼稚園・保育所・こども園・学校の連携**

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園、保育所、こども園、地域型保育事業等の事業者同士の密接な連携が必要です。そのため、事業者同士が効率かつ円滑に連携を図れるよう、交流・情報交換の機会の充実を図ります。また、幼稚園、保育所、こども園、北方学園等との交流や情報共有及び連携を図ることにより、15年間を見通した教育を行い、幼児期の保育・教育の充実や北方学園等への円滑な接続を図ります。

## **(6) 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供の充実を図ります。

## **(7) 児童虐待防止対策の充実**

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、地域の関係機関の協力体制と虐待防止ネットワークを充実します。また、児童虐待は親のストレスや教育環境による影響が大きいことから、親の育児に関する相談体制を整備する等、児童虐待の未然防止に努めます。

## **(8) ひとり親家庭の自立支援の推進**

近年、離婚等の増加により、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加傾向にあります。ひとり親家庭に対しては、経済的支援や相談体制を充実させる等、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

## **(9) 障がい児に対する支援体制の整備、充実**

障がいの原因となる疾病等の早期発見、早期治療体制の充実を図るとともに、心身の発達に遅れや障がいのある子どもを持つ家庭に対し、身近な場所で療育についての相談、助言、訓練が受けられるようサービスの充実を図ります。

## **(10) 子どもの貧困対策の充実**

本町においても、子どもの貧困対策として、生活困窮・養育困難な家庭に対し、NPO法人等の協力による学習支援や教育・社会保障制度の充実を図る等、地域とのつながりをつくりながら子どもの心身とともに健やかに育成する取組を進めていきます。

なお、令和2年度から「みんなのお家」では、子ども食堂（原則毎月第4土曜日）を実施しています。

## **(11) 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備**

育児休業制度の普及や働きやすい勤務形態を企業に働きかけるとともに、就業者に対しても、男女ともに育児休業制度等適切な制度の利用や働き方の見直しのためのワーク・ライフ・バランスの重要性について理解促進を図るための啓発に努めます。

## **(12) 地域社会全体で子育てを支援する活動の啓発**

北方町をひとつの地域ととらえ、世代を超えた子育て支援の啓発を推進していきます。主に自治会や老人クラブ、ボランティア等による多世代交流をその軸としていきます。また、子どもから大人まで地域の方が集える場所として「みんなのお家」や「芝原ふれあいのお家」があります。ここでは、絵本の読み聞かせ等の事業を実施しています。

## **(13) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、北方町では子育てのための施設等利用給付にあたって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

### **1. 子育てのための施設等利用給付の方法について**

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した給付方法を検討します。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

## 2. 子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

## 3. 岐阜県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行にあたっては、必要に応じて岐阜県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、岐阜県との連携を図ります。





第 5 章 計画の推進



# 1

## 計画の推進体制の整備

### (1) 庁内及び関係機関との連携の推進

本計画における個別事業は、子どもと子育て家庭に関する様々な分野にわたっており、庁内各課や関係機関の多くが携わることになります。したがって、1つ1つの事業は実施主体が責任を持って進行管理を行い、総合的な管理は福祉子ども課で行います。

また、各課や関係機関が連携を図り、密に連絡を取り合いながら庁内全体で計画を推進していきます。

### (2) 町民組織への支援

子育てに関する活動を実施している子育て支援サークル等をはじめとする様々な地域団体や社会福祉協議会、民間事業者、民生委員・児童委員等、子どもや子育て家庭を支援する町民組織の活動を支援します。

### (3) 町民への周知啓発

少子化の進行は、北方町においても進みつつあり、子育て支援について一人ひとりが意識を持って取り組んでいかなければならないことです。そのため、計画の推進にあたっては、町民に対する本計画の周知と町民・行政・地域が一体となって子育て家庭を支援していく子育て環境づくりの啓発を図るとともに、必要な支援や協力を求めていきます。

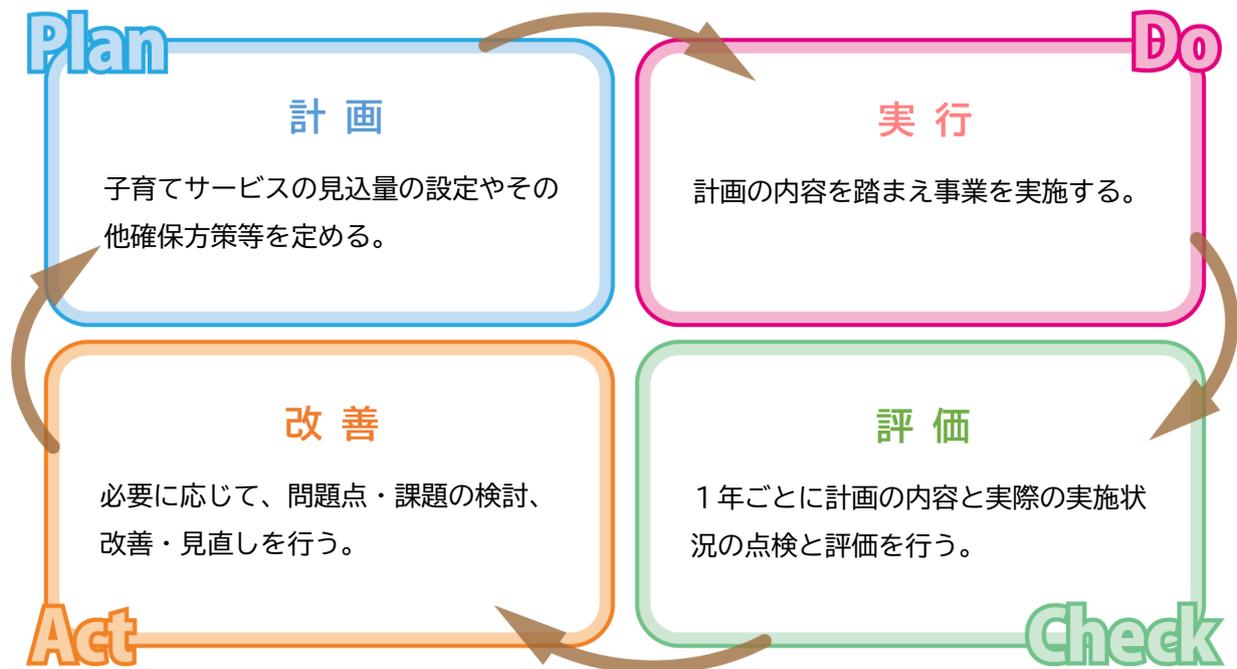
## 2

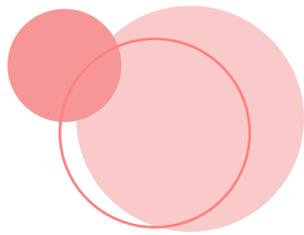
# 計画の進捗管理

### (1) PDCAサイクルに基づく計画の進捗管理

本計画の実現に向けては、北方町子ども・子育て会議で毎年度、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を行っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ図】





## 參考資料



## 1

## 計画策定の経過

開催（実施）年月日	内 容
令和6年10月7日	第1回北方町子ども・子育て会議 （1）子ども・子育て支援事業計画について （2）今後の町立保育園及び認定こども園の動向について
令和6年12月16日	第2回北方町子ども・子育て会議 （1）子ども・子育て支援事業計画について （2）町立こども園の整備等について
令和7年1月8日 ～1月31日	パブリックコメントを実施
令和7年2月21日	第3回北方町子ども・子育て会議 （1）子ども・子育て支援事業計画について （2）北方町の子育て施策について

## 2

# 北方町子ども・子育て会議設置条例

### ○北方町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 17 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、北方町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

#### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉子ども課において処理する。

#### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年北方町条例 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 2 年条例第 28 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 8 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 3

## 子ども・子育て会議委員名簿

任期 自 令和5年10月1日  
至 令和7年9月30日

	氏名	役職名等
会長	柴崎 建	東海学院大学 教授
副会長	安藤 邦章	北方町自治会連絡協議会代表
	加代 暢尊	岐阜地域福祉事務所長
	吉川 博喜	もとす広域連合 療育医療施設 幼児療育センター施設長
	笠原 朱実	北方町民生委員児童委員協議会代表
	関谷 志保	北方町立北方中保育園保護者会長
	成瀬 世里香	北方町立北方北保育園保護者会長
	臼井 真弓	北方町立北方南保育園保護者会長
	柳 智鶴	北方町立こども園保護者会長
	置田 雄介	北方町PTA連合会長
	棚橋 敏彦	学校法人敬愛学園北方幼稚園長
	川瀬 和弘	北方町学校校長会長
	伊藤 佳江	北方町立保育園 総括園長
	河井 信幸	北方町立こども園長

(敬称略・順不同)

### 第3期北方町子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月：令和7年3月

編集・発行：北方町役場 福祉子ども課

住 所：〒501-0492

岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

T E L：058-323-1119

F A X：058-323-2114